

第二十八回国会 参議院社会労働委員会会議録第十三号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)午前  
十時四十三分開会

委員の異動  
本日委員大谷資雄君辞任につき、その  
補欠として紅露みつ君を議長において  
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 阿具根 登君  
理事 勝俣 稔君  
木島 虎蔵君  
山下 義信君

委員

草葉 隆圓君  
鈴木 万平君  
高野 一夫君  
谷口弥三郎君  
西岡 ハル君  
片岡 文重君  
木下 友敬君  
藤田藤太郎君  
松澤 靖介君  
山本 経勝君

國務大臣

労働大臣 石田 博英君

政府委員

農林省畜産局長 谷垣 專一君  
労働政務次官 二階堂 進君  
労働大臣官房長 澁谷 直藏君  
労働省労政局長 龜井 光君  
労働省基準局長 堀 秀夫君  
労働省婦人  
少年局長 谷野 せつ君  
労働省職業  
安定局長 百田 正弘君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君  
会専門員

説明員

農林省畜産 竹内 直一君  
局長馬官  
道商産業者 中山 賢博君  
通商局次長  
労働省労政局 辻 英雄君  
労働法規課長  
日本国有鉄 吾孫子 豊君  
道常務理事

本日の会議に付した案件

○日本労働協会法案(内閣送付、予備審  
査)  
○最低賃金法案(内閣送付、予備審査)  
○労働情勢に関する調査  
○新卒業の少年等の集団就職に関す  
る件  
○ILOの問題に関する件  
(競馬場の馬丁等の労働問題に関す  
る件)

○委員長(阿具根登君) ただいまから  
委員会を開きます。  
委員の異動を報告いたします。三月  
十三日付をもって大谷資雄君が辞任さ  
れ、その補欠として紅露みつ君が選任  
されました。

○委員長(阿具根登君) 日本労働協会  
法案を議題といたします。提案理由の  
説明をお願いします。

○國務大臣(石田博英君) ただいま議  
題となりました日本労働協会法案につ  
きまして、その提案理由及び内容の大  
綱を御説明申し上げます。  
戦後わが国の労働運動は、飛躍的な

発展をいたし、労使関係も次第に改善  
されて参つたのでありますが、なお一  
部には労働組合運動を頭から否定して  
かかる使用者もあり、またその反面、  
労働組合側の行き過ぎた行為もなしと  
しないのであります。

さらに国民一般も、労働問題に対す  
る理解の足りない面があると同時に、  
これに対する正しい批判の眼も十分養  
われていない状況にあります。このよ  
うな状況下におきまして、近代的労使  
関係の確立を促進いたしますために  
は、労使はもとより、国民一般の労働  
問題に対する理解と良識とをうちか  
ることが不可欠の前提条件であると信ず  
るのであります。

従いまして、政府といたしまして  
は、従来とも鋭意労使及び国民一般に  
対し、いわゆる労働教育に努めて参つ  
たところであります。また今後ともこれ  
を継続する所存であります。

しかし労働教育には、その性質上、  
また技術上、政府または地方公共団体  
が行うことを不得手とする分野も少く  
ございませぬ。また、わが国におきま  
しては、労働問題に關して、確固たる  
基礎をもつ専門研究機関はほとんどな  
いと言つてよい状態であります。そこ  
で、これらの分野を中心として、公正  
かつ科学的な研究を行つるとともに、こ  
れに基きまして、労使及び国民一般の  
労働問題に關する理解と良識をつちか  
うことを目的とする専門団体を設置す  
ることがぜひとも必要と存するのであ  
ります。

以上が今回、日本労働協会を設置し  
たすこととし、その根拠法規として、  
この法案を提案いたしました理由でありま  
す。

次に、法案の内容について、概略御  
説明申し上げます。

この法案は、以上申し述べましたよ  
うな目的をもつ日本労働協会を設置す  
ることを定めるとともに、その組織、  
業務、財務、会計等に関し、所要の規  
定を設けることとしたものでありま  
す。

すなわち、第一に、日本労働協会は、  
これを法人といたしますとともに、こ  
れに十五億円を基金を設け、政府が全  
額出資することとしたしております。

この協会の活動は、その性質上もよ  
り営利を目的とするものではないので  
せんので、収益による自立は到底望み  
がたいところでありまして、財政的援  
助を必要とすることは申すまでもあり  
ませんが、他面、この協会の目的を達  
成いたします上においては、事業の維  
続性を確保するために、政府が基金を  
出資し、その利子によつて事業を運営  
することとしたこととしております。

第二に、協会の役員としては、会長  
一人、理事五人以内及び監事二人以内  
を置くこととしておりますが、会長、理  
事及び監事は、労働問題について公正  
な判断を下すことのできる学識経験者  
の中から任命することとしたしてあり  
ます。

さらに、会長及び理事をもつて組織

する理事会を設け、重要事項をすべて  
審議決定することとするほか、別に十  
五人以内の学識経験者をもつて組織す  
る評議員会を設け、広く労使関係者の  
意見が反映されるようになり、協会の運  
営の適正を期することとしたしてあり  
ます。

第三に、協会の業務といたしまして  
は、労働問題に關する研究及び資料の  
整備を行うこと、労働問題に關し出版  
及び放送を行うこと、労働問題に關す  
る講座を開講すること、労働組合使用  
者団体等の行う労働教育活動に対して  
援助を行うこと等といたしてありま  
す。

第四に、協会の財務、会計等につき  
ましては、政府が多額の出資をいたす  
ことにかんがみまして、予算、決算等  
会計上の重要事項について、労働大臣  
の認可または承認を受けることを要す  
ることとするとともに、労働大臣が必  
要な命令等を行うことができることと  
し、協会の管理を適正ならしめること  
といたしてあります。しかしながら、  
この命令につきましては、協会の業務  
の性格にかんがみ、その運営の自主性  
に不当に干渉することのないよう特に  
明文をもつて規定いたしてあります。

このほか、協会に対する免税措置等  
所要の規定を設けることとしたしてお  
ります。

○委員長(阿具根登君) 本案の質疑は、次回以後にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(阿具根登君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(阿具根登君) 次に、最低賃金法案を議題といたします。

○國務大臣(石田博英君) ただいま議題となりました最低賃金法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

終戦以来わが国における労働法制は、労働組合法、労働関係調整法、労働基準法など急速に整備されたのでありますが、これらの法制により近代的労働関係が確立され、また産業の合理化を促進し、わが国の経済復興に寄与するところ少くなかったことは、否定し得ない事実であります。

労働基準法は、労働条件の最低基準について詳細な規定を設けているのでありますが、同法に定める最低賃金に關する規定は、今日まで具体的に発動されなかつたのであります。これが理由について考えてみますと、まず、終戦後の経済の混乱が最低賃金制の実施基盤をつちかえなかつたことが指摘されるのであります。さらに基本的には、中小企業、零細企業が多数存在するわが国経済の複雑な構成のもとにあつては、労働基準法に規定する最低賃金制のみによつては、その円滑な実施を期し得ないものが存したからには、かならないからであります。

織物製造業等四業種に対する最低賃金の実施について、昭和二十九年に政府に答申を行ったのであります。これが実現をみるに至らなかつたゆえんも、当時の経済情勢とともに、わが国経済における中小企業の特異性に存したといえるのであります。

しかしながら、賃金は労働条件のうち最も基本的なものであり、特に、賃金の低廉な労働者について今日最低賃金制を実施することは、きわめて有意義であると考えるのであります。

最低賃金制の確立は、ただに低賃金労働者の労働条件を改善し、大企業と中小企業との賃金格差の拡大を防止することに役立つのみでなく、さらに労働力の質的向上をはかり、中小企業の公正競争を確保し、輸出産業の国際信用を維持向上させて、国民経済の健全な発展のために寄与するところが大きいのであります。

翻つて世界各国に目を転じますと、十九世紀末以来、今日までに四十数カ国が最低賃金制を実施し、また、国際労働機関においても、すでに三十年前に最低賃金に關する条約が採択され、これが批准国も三十五カ国に達していることは御承知の通りであります。

経済の復興と労働法制の整備に伴い、わが国の国際的地位は次第に高まり、昭和二十六年には国際労働機関への復帰し、さらに、昭和三十一年には、念願の国際連合への加盟も実現されたのであります。また、それゆゑに、世界各國は、わが国経済、特に労働事情に關心を有するに至つてゐるのであります。

なかんずく、諸外国において、特に大きな関心をもつて注目してゐるのは、わが国の賃金事情であります。過

去においてわが国輸出産業が、ソーシャル・ダンピングの非難をこうむつたのは、わが国労働者の賃金が低位にあると喧伝されたからであります。かかる国際的条件を考へましても、この際最低賃金制を実施することは、きわめて意味があると考えるのであります。

しかしながら、諸外国における最低賃金制の実施状況を見ても知り得るごとく、その方式、態様は決して一律のものでなく、それぞれの国の実情に即した方式が採用されてゐるのであります。従ひまして、わが国の最低賃金制も、あくまでわが国の実情に即し、産業、企業の特異性を十分考慮したものでなければならぬことは、言ふまでもないところであります。

政府といたしましては、最低賃金制の大きな意義にかんがみ、最低賃金制のあり方について、かねてから検討して参つたのであります。昨年七月、中央賃金審議会に、わが国の最低賃金制はいかにあるべきかについて諮問したのであります。同審議会は、その後、真剣な審議を重ねられ、十二月に至り答申を提出されたのであります。その内容については、一部の労働者側委員が賛成できない旨の意見を述べたほかは、他の労働、使、公益全委員が賛成されたのであります。さらに答申の提出については、全員が一致されたのであります。同答申は、その基本的考え方として、「産業別、規模別等に経済力や賃金に著しい格差があるわが国経済の実情に即しては、業種、職種、地域別にそれぞれの実態に応じて最低賃金制を実施し、これを漸次拡大して行くことが適当な方策である」と述べ

今日においても、最低賃金制の実施は、中小企業の実情にかんがみ、時期尚早であるとの論も一部にはあるのであります。が、現実には即した方法によつてこれは実施するならば、中小企業に摩擦と混乱を生ずるようなことはなく、その実効を期し得られるものであり、むしろ中小企業経営の近代化、合理化等わが国経済の健全な発展に寄与するものと考へるのであります。

本法案は、以上の見地から中央賃金審議会の答申を全面的に尊重して作成いたしましたのであります。次にその主要点について御説明いたします。

その第一は、最低賃金の決定は、業種、職種または地域別にその実態に即して行ふこととあります。最低賃金制の基本的なあり方について、全産業一律方式をとるべきであるとの意見があります。しかしながら、わが国においては、産業別、規模別等によって経済力が相当異なり、また、賃金に著しい格差が存在するのであります。まして、かかる現状において、全産業全同一の最低賃金制を実施することは、ある産業、ある規模にとつては高きに失し、他の産業、規模にとつては低きに失し、これがため一般経済に混乱と摩擦を生じ、本制度の実効を期し得ないおそれがあると考えるのであります。ここに対象となる中小企業の実態を最も適切に考慮して最低賃金を決定し得ること、業種、職種、地域別に最低賃金を決定し、漸次これを拡大して行くこととした理由が存するのであります。

第二は、最低賃金の決定について、当事者の意思をでき得る限り尊重し、もつて本制度の円滑なる実施をはかる

ため、次の四つの最低賃金決定方式を採用してゐることとあります。

すなわち、その第一は、業者間協定に基づき、当事者の申請により最低賃金を決定する方式であり、第二は、業者間協定による最低賃金を、一定の地域における同種労働使全部に適用される最低賃金として決定する方式であり、第三は、最低賃金に關する労働協約がある場合に、その最低賃金を一定の地域における同種労働使全部に適用されるものとして決定する方式であります。これら三つの方式のいずれの場合も、政府は、中央、地方に設けられる労働使公益各同数の最低賃金審議会の意見を聞いて最低賃金を決定することといたしております。第四は、以上一ないし三の方式によることが困難または不適当である場合に、行政官庁が最低賃金審議会の調査審議を求めて、その意見を尊重して最低賃金を決定する方式であります。

以上のごとく四つの決定方式を採用し、それぞれの業種、職種、地域の実情に即して最低賃金制を実施することとし、もつて本制度の円滑にして有効な実施を期した次第であります。

第三は、決定された最低賃金の有効な実施を確保するため必要な限度において、関連家内労働について最低賃金を定めることができることとしたこととあります。

わが国の中小企業は零細規模のものが多く、その経営は下請的、家内労働的な性格を有するものが多いため、これら中小企業と併存する関連家内労働者が多数存在し、これら家内労働者の労働条件には劣悪なものが少くないの

であります。しかし、一般の雇用労働者に最低賃金が適用され、これと関連する家内労働を行なう家内労働者の工賃が何ら規制されない場合には、家内労働との関係において最低賃金の有効な実施を確保し得ない事態を生ずるおそれがあるものであります。もとより、家内労働については改善すべき幾多の問題がありますので、政府は家内労働に関する総合的立法のため調査準備を行うとともに、さしあたり、本法案中に必要な限度において最低賃金に関する規定を設け、最低賃金制の有効な実施を確保すると同時に、家内労働者の経済的地位の安定に資することとした次第であります。

以上が本法案の主要点であります。が、本法の適用範囲は、原則として労働基準法及び船員法の適用あるもの全部とし、これが施行に関する主務大臣は、労働基準法適用関係については労働大臣とし、船員法適用関係については運輸大臣としております。その他最低賃金審議会の設置運営に関する事項、業者間協定締結等に対する援助、勧告及び違反の防止等に関する所要の規定を設けるほか、関係法令に関する整備を行い、もって最低賃金制の円滑なる実施を期してはおります。

政府といたしましては、最低賃金制を法制化することは、わが国労働法制上まさに画期的なことであり、かつ、その意義もきわめて大きいと信じております。

しかしながら、何分にも最低賃金制は、わが国において初めての制度であります。いかにわが国の実情に即した最低賃金制でありましても、これを円滑有効に実施するためには、中小企業

の経営基盤の育成をはかることが必要であることは申すまでもないところであります。

政府は、最低賃金制の実施状況等を調査しつつ、中小企業対策等について今後とも十分配慮を行なうて参りたい所存であります。また、いかに大きな意義を有する最低賃金制が実施されたとしても、法制定の趣旨が十分認識されず、本制度が誤まって運用される場合には、労使関係の安定が阻害されるのみならず、社会経済の混乱を招くことにもなるのであります。政府といたしましては、本制度に対する労使の深い理解と絶大なる協力を期待するとともに、広く国民一般の支援を求め、これが円滑なる運営をはかりたいと存じている次第であります。

以上が最低賃金法案の提案した理由及び概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(阿具根登君) 本案の質疑は、次回以後にいたしたいと存じます。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿具根登君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(阿具根登君) 速記を起し

○委員長(阿具根登君) 速記を起し

○委員長(阿具根登君) 次に、労働情勢に関する調査の一環として、一般労働問題に関する件を議題といたします。

まず、新卒業者の少年等の集団就職について質疑を願います。

○山下義信君 私、本年新たに中学校及び高等学校を卒業いたしました。わゆる新卒の少年等が、もとより少女も含めませんが、今やあまたかか父のひき元を離れまして、けなげにも就職戦線につこうといたしております。この際、これらの少年たちの就職の問題、雇用関係等の諸問題につきまして、労働大臣の御所信を承わりたいと思っております。

本年の中学の新卒生は、全国的にはおよそ百八十九万人の卒業生があるといわれておりました。そのうち上級進学の者を除きまして、約半数でございませうか、それらが職業につくというように聞いております。しかもその中で、事業者あるいは農林関係を除きまして、一般のいわゆる中小企業方面に就労いたします者がどのくらいあるかということとはつまびらかにいたしませんので、この辺は、また労働省の当局から、そういう数字等を承わりたいと思っております。聞くところによりますと、全体としては、昨年の就職状況と比較いたしまして、本年度は約一〇%ないし二〇%成績が落ちるのではないかと聞いておりますが、その辺はどうでありますか。これも、またあとで当局から、その状況を承わりたいと思っておりますが、高等学校等もあわせて、数字は承わりたいと思っております。これらの多数の少年たちが、冒頭に申し上げましたように、今職業につかんとするまの最中でありまして、ことに最近、労働省の職安関係諸君の御尽力もあって、だるうと思っておりますが、われわれの目を著しく引きましますものは、この集団就職の風景でございます。新聞紙上等で見ますと、今月の七日に、東北から

の、いわゆる福島県からの約三十名の少年少女が上野駅に着きまして、西郷銅像の前で、雇い主への引渡式がありまして、それぞれ各方面におもむいたということでありまして。なお、今月の十八日には、同じく福島県から第二陣が到着し、月末二十五日には、第三陣が集団的に参るといっております。

大へん前置きが長くなりました。恐縮でございますが、また雇い入れまする方では、これもつまびらかにいたしませんので、あとで当局から、その情勢も承わりたいと思っておりますが、雇い入れまする方も、連合でこの少年たちを雇い入れをいたしますようなふうで、一例をあげますと、世田谷の池尻の商店連合会は、三十四力商店の連合であります。五十三名の少年を集団的に雇い入れる。世田谷の玉川商店連合会は五百四十名、これは、新潟県、福島県等から集団就職をいたすということでありまして。渋谷の道玄坂の商店街の連合会は百五十三名、日黒区の商店街の連合会は四百二十名、武蔵小山の商店連合会は約二百名、同じく付近の荏原中延の商店連合会は、百五十名集団雇い入れをするというふうな状況であると承わっております。これらの実例を見ましても、まあ何と申しますか、東京都では、比較的中央ではない地区であります。比較的中心ではない地区であります。比較的中心ではない地区が関心を引かざるを得ないのは、昨年の年末押し迫りまして、十二月二十一日には、沖繩から、十八才未満の少年たちが百二十二名大阪へ集団就職したということでありまして。これらのことも今就職戦線につこうとしておりまする少年たちの問題につきまして、次の諸点について労働大臣の御所見な

り、労働省におきましてはどうかという考案を持っておられるか、どういふ対策を講じておられるかという点を伺いたいと思つて。

第一は、これらの少年たちの就職先は、申すまでもなく中小企業、なかんずく、比較的求人困難な職種の職場であります。従つてその雇用形態は、まことに古い状況を呈しておりました。一口に申しますと、住み込みといひますか、家族的なぞというふうな名前を使つておられますが、要するところ、徒弟的な、住み込み的な雇用形態を持つておられます。これらは、できるだけ改善をいたさなければならぬのではないかと申すのであります。この点についてどういふ指導をしておられるかという点であります。

第二点は、これらの少年たちの就職の、いわゆる労働条件の改善向上について、どういふ御心配をしておられるかという点であります。いろいろ条件を示して各地農村、各府県において募集をいたしまして、連れてきて、いよいよ就職してみるといふと、その条件とは違つたり、あるいは、あらかじめ示した条件をなかなか実行しないというふうな例もあるやに聞かされておりました。そういうふうな状態では、あたかも正規のルートで適正な求人をして、雇用をしたような形には見えておるが、いわゆる公認の、天晴れた人身売買と何の異なるか、あるいはかと言わざるを得ませんので、そういう点につきましても、どういふ御配慮がいたされておられるかという点をお、これらの少年たちが就労いたしま







ど申しましたように、九十八号を批准しておきながら、八十七号を批准していませんのは、日本だけでもございませぬ。ほかにも数カ国ございます。そういうことから、論理的に、こちらが批准してはならないという事は言えないというように考えております。

○藤田藤太郎君 論理的に言えないという事は、労働者の自由な団結であり、そしてその交渉という問題、代表者を選ぶという問題は、そういうものを制限をするというようなことが、国際的に五つ、六つ、よその国にあるとおっしゃいます。そういうことが今日の国際常識ですか。私はそれを聞いています。

○説明員(辻英雄君) 労働者の結社の自由、団結の自由というものを一般的に制限するというようなことは、私は近代社会においてははなから思いません。その点は、結社の自由なり、団結の擁護に関する基本的な考え方というものは、わが国における考え方も、国際社会における考え方も、異なるところはなから思っています。けれども、具体的なところ、それぞれの国の事情もござりますので、やや世界各國の例を見ましても、いろいろ規定があるようでありまして、基本的な考え方として、わが国で、労働者の団結権というもの、憲法の二十八条にもうたわれおるところでございまして、決してわが国がそういう基本的な原則を、何といふか、とらなくていいというように考え方に立つておるものではない、毛頭ないというように考えております。

第七部 社会労働委員会会議録第十三号 昭和三十三年三月十三日【参議院】

○藤田藤太郎君 通産省は見えましたか。

○委員長(阿具根登君) 通産省は、中山通商局長が見えなくなつております。国鉄の方からは、安孫子常務理事が見えておりますので、お含みの上御質問を願います。

○藤田藤太郎君 労働省の関係は一時おきまして、通産省の方に御質問したいのです。通産省の方は、今お見えになつたんだから、今審議している状況がよくおわかりにならないと思つたので、少し申し上げてみたいと思つたのです。国際労働機関、ILOという機関があるのは、通産省もよく御承知の通りだと思つた。このILOの機関が、労働者保護を目的にして、今年で四十一回の総会を重ね、今日では、国連の一つの機構として、世界のほとんどの国がこれに参加をして、労働の最低基準の問題、保護の問題、社会保障の問題、一切の問題をこゝできめて、国際条約や勧告を作つて、そしてその条約、勧告に基いて、各国が労働者の保護、社会的繁栄という問題、ひいては経済的繁栄に連なつて国民生活を守るといふ、重要な世界の中において貢献をしていく御存じだと思つたのですが、このILOの歴史の中において、日本は一時脱退したことがありますけれども、百七つも条約が結ばれて、日本は二十四の条約を批准しているという状態でございます。私の聞きたいのは……

○委員長(阿具根登君) ちょっと速記をやめて。〔速記中止〕

○委員長(阿具根登君) 速記を始めて。午前十一時五十分休憩  
午後一時四十分開会  
○委員長(阿具根登君) 再開いたしました。午前十一時五十分休憩  
午後一時四十分開会  
○藤田藤太郎君 通産省の方に御質問を申し上げたいのですが、今議題になつておるのは、ILO条約勧告の批准の問題、また、日本とILOとの協力問題についての問題が今行われていくわけでございます。私は、特に通産省の方にお聞きしたいのは、このILOという国際労働機関は、労働者の保護、それから社会保障の問題、人間生活をいかにして守つていくかというところに、この国連の機構であるILOの役割があると思つたのです。これは、ひいては社会的繁栄、世界の経済的繁栄、これに非常に密接な関係があると思つてあります。そこで、日本の貿易を見ますと、過去にはチープ・レーパー、ソーシャル・ダンピングという格好で、非常に汚名を日本自身が受けた。戦後におきましても、ガット加入に十年もかかったという事であり、今日日本の商品の外国市場におけるポイコットの問題の中には、日本のチープ・レーパーという問題が非常に問題になつておる。特に各国の労働者の労働組合が、そういう関連の中から自分の生活を上げるということ、世界の労働者の地位を上げるということから、この貿易に関して非常な問題があるというこ

とを私は認識しているわけでございます。そこで、通産省としては、このILOの機関条約勧告をどう見ておられるかということが、まず第一に承わりたい点であります。

○説明員(中山實博君) 日本のチープ・レーパー、ソーシャル・ダンピング、今、藤田先生からもおっしゃいましたように、非常に戦前にも問題が存在して、戦後においても、不幸にしてそういう問題が提起せられておることは事実だと思つた。ただ、戦前におきますのと戦後におきますのは、問題の提起の仕方が若干異なるというんじゃないかと思つた。今日米商あるいはその他の国々において、われわれが輸出を伸ばそうとしますときに、輸入制限の問題がござります。そして日本の商品の競争力について、つまりあるいはそれが相手国の国内の産業を脅かすか、あるいはオーダー・マーケット・インをくずすかということ、いろいろ危惧の念もあり、心配していることは事実でございます。ただそれが、昔は、戦前におきましてはソーシャル・ダンピング、日本が非常に不当なる労働条件、低賃金という条件のもとで、内需を圧迫して、そして外貨獲得、それがまた、ひいては軍備の強化というふうなこともつながつたと思つた。内需における消費をきりかへて節約し、同時にまた、レーパーの条件を非常に低くしておいて、そして国際市場において外貨獲得に狂奔した、これに対する非難がござりました。最近における輸入制限の問題は、若干趣きを変えているように感ぜられ

は、たとえ、先年、一九五五年におきまして、日本がガット加入の際に、なぜ日本をガットに加入させないかというところにつきましては、各国いろいろその国の事情によりまして理由を異にしております。そして今、藤田先生御指摘のように、一部の国では、いわゆる日本のアンフェアなレーパー・コンディショニングというのに対して、危険の念を表明する向きもございまして、それが、それよりほかに、たとえ、フランスあるいはイギリス等でもそうでございますが、特定国のうちの産業、たとえ繊維産業、こういうようなものに、非常に競争力のある日本の商品がはたらんで、これを打ち負かして、もたらつては困る、その理由がソーシャル・ダンピングというふうなことでなく、たとえ占領後における労働関係法規の整備とともに、日本国内自身で見ても、それが必ずしもアンフェア、アンジャストとはいえない状況であつても、とにかくたくさんのが自分の市場に來てらつては困る、自國産業の保護という見地から、これを制約しようというふうに、問題の出し方あるいは発表の仕方が私には變つておるのじやないかと思つた。たとえば、アメリカにいたしましても、今日いろいろな、御案内の通り、互恵通商法のエスケープ・クロウズに關連いたしまして、いろいろの日本の商品の輸入をとめようという企てもございまして、あるいはまた、種々の日本の輸出せんとする商品に關するもの、すばりの輸入制限法案というものが国会に法案として上程されて、數量で規制しようというふうな動きがござりますが、



ない。私は非常に残念だと思つたので。今日外国公館を見ても、通産省の直接の担当官が全部外国公館に派遣されておられるじやないですか。その外、公館に通産省の直接の人が派遣されておつて、その国内の事情、後進国の問題は、これはまずおきましよう。一応先進国といわれておる中では、どういふ労働状況にあり、生活環境にあるといふことは、よく御存じだと思つたので。そういう基礎の上に立つて、貿易の問題は、潜在的にはやはりチープ・レーバーという問題がこへ出てきておるといふことは、私が申し上げるまでもなく、通産省がよく御存じのはずだと私は思つたので。それにしても直接担当は労働省でありましよう。労働省でありましようけれども、通産省が一番私はこのILOの問題に関係が深い、私はそう考へておるのです。そうでなければ、日本の経済といふものは伸びていかないじやないか。貿易の問題もそうじやないか。私はそう考へておるのです。だから、通産省としては、一体労働機関のILOの条約や勧告、それから、具体的にあの憲章や宣言から生まれてくる人間愛の精神、こういうものをどういふ場合におつかみになつておるか。たとえば、そのILOのこの条約勧告を批准促進するよふなことをおやりになつたのかどうか、こういうことが聞きたい。

貿易の発展の基礎になるものだと考へておる次第でございます。ただ、現実の問題といたしまして、われわれはそういう理想のもとで、また具体的に輸出の促進といふことについては、いろいろ通産省の角度としましては、たとえば過当競争の排除であるとか、積極的な輸出の促進振興策、たとえば、いろいろの対外的な経済交渉、経済活動といふようなものにも力を注いでいる次第でございます。

だ。こうおつしやる。けれども、通産省の今のお話を聞いておると、理想としてはいいことを言われまふけれども、理想の問題じやない、もう現実突き当つておる多くの問題があるじやないですか。日本と外国との関係において、そう考へにならませんか。

た。国内へ帰つてきて、そんなこと事案かと言つたらば、そんなことはないのだといふことでもございましたけれども、いざれにいたしまして、国際的な認識はそういうところにあるといふことを私は聞いて、非常に残念だつた。私の力では、それ以上つまびらかにそれをするにはできませんでした。そういう感じでは、日本は工業国として、近代国家の機械化やオートメーションの中に進んでいくけれども、労働の関係といふものは、あなたがいかに貿易振興と言いましても、何と言つても、経済力と経済力との私は関係だと思つたのですよ、国際的には、だから、そういうことになつてくると、貿易の大きなウエートといふものは、やはり工業国、近代国といふところに大きなウエートがあると思つた。その大きなウエートのあるところの關係を見てもみますと、日本の生活、賃金の面から見ても、アメリカの十分の一、日本は、ヨーロッパの各国の大体四分の一です。こういう格好で貿易をするのが、いつまでも続くと思われまふかね。あらゆる間隙をねらつて日本が貿易を進めようとしても、業者の間は、金もうけの關係でそれは通過するでしょう。しかし、一般国民生活に入つてきたら、この品物がどういふ形の中から生まれてきているのだといふ国民的認識がきたら、国民の総反抗になるじやないですか。近代国家の關係において、そういうことを考へにならませんかね。

て、たとえば、レーバー・コンディションが、たとえば、給料についていいますれば、普通のタイピストでも、あるいは普通の運転手にいたしまして、日本の四倍取つておるといふことは、とにかくわれわれとしましては、非常に心を打たれますといふか、あまりにも日本との懸隔の激しいのに驚いたわけでございます。同時に、従つてたとえば、日本の繊維産業の従業者との間に、そういう一対四といふような一般的な比率が、まあ若干の修飾は加えられたとしても、伝えられておるといふことも、私は先生のおつしやる通りだと思つたのでございます。もちろんそれでございませうから、われわれの給料あるいは賃金といふものが、そういう高い水準に上つていくといふことは非常に好ましいことであるし、われわれ自身としても、これを強くそういう方向に持っていきたいと思つておるけれども、現在のわれわれの置かれておる国際競争の、この経済的環境裏におきましては、一挙にそこまで持つていくことが果して可能かどうかといふ点を私は考へてみますと、国際競争力といふものと、それから賃金なりあるいは給与といふものとの調和といふ必要はないか、総合的な調和といふことが必要なのではないか、こういうふうな生活の向上といふことについて、われわれとしても、もちろん努力も、そしてまた、われわれは、今、輸出の促進とか貿易の拡大といふことが日本国内においては雇用を吸収し、やがてはそういう生活のスタンダードの改善になると、こういうふうな考へ

ておりますから、そのように努力して  
おるわけでございます。

○藤田藤太郎君 私は、たとえば日本は、形式を迫ることがなかなか出来ておるといいますか、国連の理事国にもなりませんでしたし、ILOの八十幾つの国が入っておる十大産業理事国にもなりませんでした。そういう重要な役割だけ日本は持つておる。持つておるけれども、率先してその国際的信義を守つていこうというところに私は考え方が至らないと、単に国連やILOの形式に止まらず、全体の経済との関連について、私は支障が出てくるということをお願いしておる。だから、私の言いたいのは、通産省はそういう気持ちになつて、この一番重要な労働保護、国民生活保護のILOの機関をもっと重視して、むしろ労働者に、早くこれを何とか国内法にできるものならば変えて、もっと基準を上げなければ、日本の貿易は行きづまらず、そういうところまでぜひお考えにならないのか。私は、そこまでお考えになる時代が今日来ておるのではないかと、こう思つておる。単に、そういうものを度外視して、産業振興とか貿易を伸長するとか言つてみたところで、潜在的に大きな壁にどんどんぶつつかつていくのではないかと。私は、一ぺんに欧州並みにせよとか、アメリカ並みにせよと言つておるわけではない。通産省は、日本の経済の指導行政をやつておる所だからこそ、もっと熱心にこの問題をなせ取り上げないかというのを私は言つておるのです。先ほどからお話を聞いておると、何か、理想だというふうなお話が出てきました。僕は、そんなものじゃない、もっと現実的に通産省は

このILOの憲章を守つていかなければ、近代国家の仲間入りができなくだんだんなつていくのだという事を目にした。腹に感じておると私は思つておつた。ところが、どうも私の考え方にピンと合つてこないもので、非常に残念に思つておる。だから、問題は、このILOの精神や条約勧告について、今まではあまりタッチされていなかったやうです、今お聞きするところによると。私は、それでいいかどうかという事を言いたい。国民生活を上げていくという経済論については、ここでは私は論じませんけれども、しかし、国際的な関係におけるこの問題こそ一番重要な、今の近代国家とつき合をしていく上に一番重要な問題であります。私は言つておるのです。どうですか。あなたはそのお考えになりませんか。非常にくだいようですか。

○説明員(中山賀博君) 先生のおっしゃる通りに、できるだけILOの精神を實際の産業の指導にできるだけ大きく取り入れていきたいという気持ちについては、全然御同感でございます。また、事情の許します限り、また、われわれが国際競争によってとにかくやっついていくためには、いろいろな障害もございませぬけれども、しかし同時に、ILOの精神を取り入れて、できるだけ努力をいたしたい、こう思つておられます。

府としても、国際信義の上から言つて、この脱退していただく問題も、同じような問題として考えていくという事を政府は言明されておるのです。しかし、私は、やっぱり通産省や外務省や、わが国の内閣全体がこの問題に取り組みまない限り、批准をすることもできないし、具体的に批准だけでもできないと思つておる。今、日本は、二十四の批准をいたしておられますが、それは、一九二〇年代のものを批准しては、三〇年代から四〇年代の問題については、批准ができていないのです。これだけ、私は、国際生活の中においておられるのが遺憾と思つておる。特に、アジアの中で、飛び離れた産業国です。あなた方もおっしゃるでせう、私もそう思つておられます。アジアの国をずつとめぐつてみまして、一番日本が工業的に進んでいる国だと思つておる。ところが、たとえば最低賃金の問題一つ取り上げてみても、アジアの国でフィリピンが行われておる、ビルマが行われ、インド、セイロン、中国、オーストラリアやニュージーランドは、もう一九〇〇年当時行われておる。この一つの問題を取り上げておる。戦後独立した各国は努力している。戦後独立した国すらも、経済の低い国すらも、そういう問題について非常に努力している。私は、賃金の問題を申し上げましたけれども、その他労働時間の問題、休暇の問題、それから安全保障の問題、社会障保の問題という工合に、広範な区域にわたつてたくさん取りかかっている。それ自身も単に過半数で、もうそのときの勢いできめるの

じゃなしに、労働、政府代表が出て、三分の二以上の多数でなければきめられないという規律の中でのきめかたである。私は、そういう重要な関係のある労働基準の問題を、通産省としては、もっと真剣に考えていただきたい。今、一生懸命やるとおっしゃいましたから、私は、一応あなたのお言葉を信頼して、期待をして待つておられますけれども、私は、そういう点が非常に残念だったので、今まで国会で、こういふことが取り上げられたかどうか知りませんが、皆さんに努力をしていただきたいと思つておるのです。

まだまだたくさん申し上げたいことがありまますけれども、このくらいであつたに對する質疑はやめますけれども、ほんとうに私は心配をするのは、今のやうな状態で行つたら、間隙を縫つて貿易伸長ができて、潜在的な大きな壁の抵抗にぶつつかつて、日本の経済というものがだんだん暗くなつていきますよという事を申し上げたい。どうか一つその点は、通産省も十分に御考慮を進めていただきたいと思つておる。

○片岡文重君 関連して……  
今、藤田君からの御質問を伺つておると、やはり指摘されたやうに、ILOの問題については、はなはだ私は、関心が薄かつたのじゃないか。少くとも深く関心を持つておられたとは受け取れない。戦前の国際情勢と比べて、特に貿易面においては、ソーシャル・ダンピングあるいはチープ・レーバリー等の非難ではなしに、自國産業の擁護に懸命の立場に立つて、日本製品の海外への輸出が阻止されておる。問題は労働条件ではなくて、特殊産業のといひますか、産業の持つ特殊性にあるのだ、こういうやうな御意見のようだが、そしてまた、その自國産業の持つ特殊性という事は、ひつきより競争にはかならないと思つておる。この国民でも、やはりいい品が安く買えるならば、これはたとえ外國のものでも、それを買うことになつていくだろうと思つておる。いかに自國の製品を擁護しようとしても、それが高いものであり、品が悪かつたら、これはなかなか擁護しがたいと思つておる。そういう観点からすれば、日本製品が低劣な労働条件の中で作られた、製品の内容はともかくとして、コストの安いということ、ここに魅力があつて流れていく、それを阻止することに十年一日、ソーシャル・ダンピングだからいけない、チープ・レーバリーだからいけないというところでなしに、その表現を変えて、自國産業を脅威されるからだと、こういうことの表現に變つただけであつて、現にあなたも、英國へ行つて見ておられたとおつしやつた。藤田君も行つて見たとおつしやつた。この両者の現実の目で現実の姿を見ておられて、しかも同じやうに、日本の労働者が低賃金で、苦汗労働に甘んじておるということを感じておられておるわけですか。ということになれば、まずもつてこの苦汗産業で泣いておる労働者の労働条件を改善して、正當に評価される価格で取引されるやうな、つまり公正な競争場裏に堂々と立ち向つて、なおかつ世界の貿易陣に勝利を占めるだけのやはり腹がまえば必要じゃないかと思つておる。だから、英國やフランスで行う





致があつたから三十六条の協定は結んでおる、こういうことではございまして、意見がもし合いません場合は、これはもう結べないのでございまして。従いまして、三十六条協定を結んでおるところもございまして、結んでおらないところもたくさんあるわけではございまして、昨今のように、また闘争状態というふうな事になつて参りますと、組合側の方も、これは自由に放棄なさるわけでありまして、組合側の方が放棄されることに対しては、私どもとしても、何とも防ぎようがない。まあ組合側の職員諸君との間で話がまとまつたところは協定を結んでおる、こういうことではございまして。

○藤田藤太郎君 三十六条の精神は、何も当局や使用者が押しつけるものではないのであつて、話し合つてきめるものでございまして、それは、またまらなければならぬわけですからね。それはそれで、私は労働省に聞きたいのですけれども、片一方では時間延長や三十六条協定をやる。この相手は、場合によつていろいろか、組合の要するに地方の組織である。それでいて、いまのような千二百なんぼの通牒が、通牒というのか、何とこのか知らぬけれども、これが出されて、陳情すら、従業員に与えている書類すら見せないという、こういう感情というものは……大きくは、憲法で団体交渉を保障されているのだが、組合の組織も団結権、交渉権、団体行動権という問題が、三権が保障されている。そうすると、国鉄の今の組合はどういう組合なんです、機関車労働組合は。

○政府委員(亀井光君) 機関車労働組合は、労働法上の組合であると、われわれは考えております。……、労働法上の組合であつて、公労法の……。

○政府委員(亀井光君) 言葉が悪うございまして、労働組合であるという意味の言葉でございまして。ただ、御承知の通り、四条の適用を受けます関係上、労働法上の労働組合のほかに、公労法の四条の制限を受けることになり、性格上はそういうことになつております。

○片岡文重君 関連して。今のは、労働省を代表されたの意見だろうと思つたのですが、四条三項の規定は、これは公労法上の組合の、何といひますか、不可欠の喫緊要件であるといひます。労働省も国鉄当局も、機関車労働組合はやはり公労法上の労働組合であるといひます。これは認めておつたはずで、ただ、団体交渉その他において、組合を代表して交渉に当る、あるいは責任を持つものがたまたま欠格条件に該当しておる、こういうことであつて、労働組合としては、あくまでも公労法上の労働組合である、こういう見解を今まではとつてきておるし、組合側に対しては、そういうふうな述べておつた記憶しておるのだが、それは、いつ今のような御答弁に変わったのですか。

○政府委員(亀井光君) 同じことではございまして。私の申し上げましたのは、ただこの現在の機務の状態、これは、四条三項は、言うまでもなく、先ほどお話のように、組合の資格の要件ではないのでございまして。ただ、現在におきましては、機務は四条三項に違反の

状態に今あるという形ではございまして。そこで、現在のこの四条三項の現実に違法な状態にあるので、労働組合としての存在はわれわれは認めておるのだという趣旨を申し上げたわけでありまして。

○藤田藤太郎君 ところで、今の具体的な問題ですね。要するに、その公労法上の組合の資格要件をきめるのじやないけれども、公労法上の組合であり、労働組合法上の組合である、こういうことですね。

○政府委員(亀井光君) 労働組合法の適用を受けております。基本的には労働組合法の適用を受けるわけです。ただ、先ほど来申し上げますように、公労法の四条というものをそれにかぶせておる、こういう労働組合である。従つて、労働法の適用を受けず労働組合であることは、これは確かでございます。

○藤田藤太郎君 ところで、今の三十六条の基準法の協定、相手が同じ組合です、組合の支部とか地方組織なりに、この相手が同じ条件で働かすところだけは協定をして、片一方では陳情とかまたは発行した書類すら見せないという条件というものを対して、労働省はどう考えますか。

○政府委員(亀井光君) 陳情とかあるいは書類を見せない、これは事実行為でございまして、法律問題でございませぬので、その不当といふことは、われわれはここで今申し上げるわけにはいかな。当局の御判断によるわけですが、まあ一般論としては意見もございまして、この問題は、御承知の通り、今地方の公労委の調停委員会にかかつております事件でございまして、

で、われわれはいたしましたし、判断を差し控えておりましたかと思ひます。

○藤田藤太郎君 ところで、労働省にも一つ聞いておきたいのですけれども、団結権の自由という問題は、今非常に問題になつておる、八十七号の条約なんですね。で、八十七号の条約で、午前中には、九十八号の条約の関連について質問したけれども、時間がなかつたのでやめましたのですが、この関連については、今日団結権の自由という問題は、私は国際的な常識だと思つたのです。だから、ILO全数の条約関係という問題は、残された問題としてまだたくさんありますけれども、この問題に触れると、この問題だけを一つ抽出して、私は今質問を申し上げておるわけですね。それで、その団結権の自由という問題は、基本法である憲法で保障しておられます、そこでも、これは国際的に常識的なこと、それが公労法の四条三項があるために問題をかもし出しているというところなんです、国鉄当局は、公労法の関係において、こういうことではございませぬ。しかし私は、このような状態がいつまでも続いては行かないという問題になつてきておる、今日、そこで政府は、根本的にこの八十七号の問題をどういうふうな考へているのか。こういうことですね。それがまず第一点です。

それから第二点は、九十八号の条約というものは、むしろ八十七号と密接な関連においてできた条約で、九十八号だけは批准した条約が九十八号、これだけは批准したけれども、八十七

号などは批准しない。こうなつてくるわけですが、その関係について、一つ局長から、この二つの点についてお答えを願ひたい。

○政府委員(亀井光君) 午前中、法規課長からも御説明があつたと思ひますが、八十七号、九十八号、これは、おのの労働関係に属します条約という意味におきましては、これは、大きなワケの中では一つのものだと考えますが、基本的にはやはり別々の条約でございまして。そして国内法におきまして、この八十七号なり九十八号というものの条約の内容が、そのままこれを批准して差しかえないかどうかという検討は、九十八号を批准する際に当然検討されたよりであります。当時の状況から申し上げますと、九十八号につきましては、日本の国内法から見まして、これを批准するも何ら差しかえないという結論に到達をいたしました、これは批准したわけでありまして、八十七号の方は、この前の当委員会におきまして御説明を申し上げましたように、公労法の四条三項、あるいは地公労法の五条三項、あるいは国家公務員法の九十八条、あるいは地方公務員法等のいろいろな国内法との関係におきまして、さらに検討を要する問題がたくさんあるわけでありまして、従ひまして、当時九十八号は批准いたしましたけれども、そういう国内法との調整をいかにするかという関係におきまして、今日まで八十七号の批准がおかれておるといふのが今日までの経過だと思ひます。

○藤田藤太郎君 それで八十七号は、お

ういう工合にお取り扱いになるのか。

○政府委員(亀井光君) この問題につきましても、先般の当委員会、労働大臣から、また私からも御説明を申し上げましたように、労働問題懇談会に、昨年の秋この問題についての検討を請願いたしました。現段階におきましては、小委員会を作りまして、国内法との関係の検討を今いたしている段階でありまして、すでに二回の検討を終っております。で、その検討の結果を得まして、われわれといたしまして、この条約批准問題の最終結論を出したいというふうに考えております。

○藤田藤太郎君 それは、時期はいつごろですか。

○政府委員(亀井光君) できるだけ早くという要望は、小委員会にいたしておりますが、小委員会におきましても、慎重にいろいろな検討をしなければならぬ関係上、いつごろになりませうか、今ここではつきりと申し上げることができないのであります。

○藤田藤太郎君 私たちは、その八十七号の批准の問題をめぐって、この社労ばかりでなしに、全院の中でこの問題を論議して、今のような、非常に世間から聞いておかしいような、働かすところだけは働かす、そうしてその他の問題については形式云々で、四三三項というよりな格好でやられるような状態の解消を私たちはしたいと考えております。そこで、この問題については、問題があつて残りますけれども、この前の質疑のときには、亀井局長は、この関係と機関車労組との関係について、これは、一般的に常識的に見ておかしい問題である。結局八十七号の問題が焦点に行つてひつかつ

てくるのだが、基準法の三十六条と今の当局的通牒との関係は非常に突的状態である。これを何とかやらなければならぬという、ここで質疑をやつたと思うのです。その集約してきた質疑の中で、いろいろの問題があるのを今しているのだということが答弁にあつたと思うのです。その点、国鉄当局は機関車労組に話し合ひをしておられるのか、聞きたい。

○政府委員(亀井光君) 話し合ひをしていて、その答弁を申し上げたわけじゃないけれども、二十六条協定で、すでに話し合ひをしてきた実績からしまして、二四協定につきましても、当局としては話し合ひに応ずるといふ態度にあるように聞いておるといふふうに私は申し上げたのであります。具体的な話し合ひに入つては、私、何ら答弁申し上げたことにはございませぬ。

○藤田藤太郎君 言葉のニュアンスはとにかくとして、ともかく話し合ひを当局と機関車労組とやっていると、話し合ひをやらうとしているのか、やつているのか。その点、当局はどうですか。

○説明員(香孫子豊君) 先ほども申し上げましたように、基準法上の協定といふものを、私どもは公労法上の団交事項とは分けて考えておるわけなのでございまして、意見が合はばいずれもできる協定だ。しかし、意見が合わないければ、これは結ばなければならぬ性格のものとも考えておるわけなので、まあ三六条協定については、意見の合ったところで結んでおる。しかし、それも一べん意見が合つてきた協定

ではございませぬが、組合の方の闘争の都合によつては、組合の方から破棄されるというよりな状態に現在あるわけでございます。そこで、二十四条協定の方でございませぬが、相手方としてはまさに同じ相手方であるわけでありまして、二十四条協定については、実質的にも意見がひどく食い違つておりますので、まあどうも話し合ひがまとまる見込みがないように思つておるわけでございます。ただ、このことにつきましまして、組合の本部の方から国鉄の当局の方に申し入れがございまして、これをどう扱つかという点について、組合側から当局側に申し入れがあり、それを受けての話は本社で行われておるといふことはございませぬ。

○藤田藤太郎君 本社で行われているというの、機務と国鉄の当局との間に行われているということですか。

○説明員(香孫子豊君) 機務の本部の方から国鉄の本社に申し入れがございまして、二十四条協定についても結びたいのだというお話が出ておることは事実でございます。そのお話を、私どもの方では、私どもの職員局長が相手手になりまして、話をしたということでは事実でございます。

○藤田藤太郎君 その経過はどうなんですか。したというだけですか。それは、二十四条協定なら、やろうと思えばいつでもやれる問題ですから、話をしたというだけですか。協定を結んだというところじゃないですか。まだ進行中だということなんですか。

○説明員(香孫子豊君) とにかくその話が出て、二話話し合ひがあつたというところでございまして、進行して、協定を結ぶとか、結ばぬとかというふう

なところまではまだ話は進んでおりませぬです。

○藤田藤太郎君 そりすると、この問題は話し合ひをされるわけですね、続けて、二十四条協定の問題は。

○説明員(香孫子豊君) 二十四条協定を結ぶか結ばないかということについてのお話は、現に受けておりますし、そのお話しするつもりでございます。

○藤田藤太郎君 亀井局長のお話のあつたのは、二十四条協定ばかりじゃないと思ふのだが、どうですか。ちよつと僕の聞き違いか、どういふことですか、あなたのおっしゃつたのだけ。

○政府委員(亀井光君) 二十四条協定の話し合ひの問題だけに限定して、私の前御答弁申し上げたのです。

○藤田藤太郎君 そこで、今の三十六条の協定の問題と二十四条の協定の問題が、そういう工合にしてまあ話が進められる。一方では労働組合法の組合であり、資格条件は公労法の組合である。四三三項の制限を受けるというよりな、なかなかややこしいことになつてくるわけだが、そこで、この陳情や、それから書類も見せないという間題まで入つてくると、これは、片つ方では地方で人格を認めておいて、それで中央では、形の上でこつこつと形をとられておるわけなんだが、おかしい形だとは思われませんか、香孫子さん。

○説明員(香孫子豊君) その点につきましましての私どもの考え方は、先ほどもちよつと申し上げましたように、とにかく交渉相手にはできない組合なんだと、従つて、相手方とすべき組合はないのと同じだというふうに考えざるを得ない。そこで、まあ基準法上の協定

についてだけは話を受けると、そういう考え方でおるわけでございます。

○藤田藤太郎君 そりすると、二十四条の協定は、中央でやつておられるわけですか。

○説明員(香孫子豊君) 現在三六協定も、二十四条協定も、中央一本ではやつておりませぬので、各事業所単位にやらしておられます。

○藤田藤太郎君 二十四条も三六条も地方地域でやつておると……。

○説明員(香孫子豊君) さういふことではございませぬ。

○藤田藤太郎君 そこで、そういう工合にして、まあ地方にしたつて、大きいところもあれば小さいところもある。いずれにしても、労働組合の自主的に組織した組織なんですからね。これをやつたり、人格的に否定するけれども、事実においては認めておるのだ、形式は否定するけれども、事実においては認めておるのだという理屈もあるかもしれないけれども、しかし、いずれにしても、事実問題としてそういうことがやられておつて——私の尋ねているのは、こつこつと、その地方の組織の集約した中央組織があるのですから、こつこつと形の状態というものは、いかに団体交渉権が公労法の四三三項の適用を受けて、制限を受けていないとおつしやつても、事実行為として問題がありませんかというところを言つておるのだ。世間の常識的に、どういふ工合にお考えになりますかというところを聞いておるのです。おかしいとお思ひになりませぬか。

○説明員(香孫子豊君) なかなかおかしいところではございまして、まあ考えの中に、堅持してはならないものと

じ状態だという考え方で、団体交渉についてはお断わりすると、団体交渉とまぎらわしい事柄についてもお断わりをする。このお断わりをしておきますのは、早く組合側に御反省を願って、公労法の条項に適合した状態になっていただきたいということのために、実はそういう強い態度に出ておられるわけなのでございます。そうして基準法の協定の方は、いわゆる団体とは区別された取扱いに法律上もなっておられるように承知いたしておきますので、基準法上の協定については、これは必ずしも労働組合の存在ということが法律上も前提条件となっておりませんので、それぞれの事業場の職員の過半数の代表者だと認められる者が明らかに存在さえすれば、その者と協定を取りかわしていいことになっておられますので、そういう考え方で、基準法上の協定についてだけは話に応じておる、そういう考え方であります。

○藤田藤太郎君 どうも繰り返すことになるのですけれども、まあ貸金、労働条件の問題は、そういう格好で、団体交渉というものを公労法上の制限によつてやらぬというところをおつしやるのならば、その他の業務上の問題がたぐさんあるでしょう。たとえば、操業運転とかの中には、安全運転もあるだろうし、それから能率運転、能力を上げる運転もあるだろうし、場合によれば、国鉄のサービスからいって、服務の問題やその他のたぐさんの問題がいろいろあります。従業員と雇い主との関係の問題、こういう問題はいろいろおやりになつておるのか、やつておられないとしたら不便ではないか、そういう点について。

○説明員(香孫子豊君) 業務の執行についていろいろ問題がございますことは、御指摘の通りでございます。それは、これに對して現在機関車労働組合は、いろいろな闘争指令を出しておられますが、非協力闘争というのをやっておられること、これは事実でございます。こういう状態を一日も早く打開できるような道を開きたい。開いていただきたい。それには、労使関係正常化というのは、やはり何と申しましても、双方当事者の正常な団体交渉ということが当然基調であると考えますので、そののできるような条件に適合した姿に早くなつていただきたいというところを、これは始終お願いいたしておきます。また、それをお願ひする一つの手段として、本意ならぬことはお断わりするにまぎらわしいことはお断わりするという態度に出しておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 ところで、国鉄として、日本の基本法でいへば、憲法で保障されている。それからもう一つ、国際的な常識としては、そんなものが制限されるというのは、公務員については、多少各国でそういうところがある。独立採算制としての事業をやっている形の中では、これは、一般通念に出てくる独立した事業の使用と労働者の関係以外にも解釈のしようがない。今問題になって、論争になっているのは、結局団体結権の八十七号の批准の問題、あわせて国内法の公労法、地公労法並びに公務員法でその制限を少し

ずつ受ける関係にある。よそのことは別としても、要するに、公労法との関係、四三三項ですね。こういうものをあわせて国際的な水準に持つていこうと政府に要求するお気持がありますか。政府に要求するお気持がありますか。そしてまた、自分自身として今も公労法の中におるのだから、おれはそれだけ守つたらいいのだというものでなしに、一般常識として、こういうものに対してはお考えはどうなですか。

○説明員(香孫子豊君) 大へんむずかしい御質問で、どういふふうにお答え申し上げたいか、よくわかりませんが、その中でございますが、私ども、労使関係を正常化したいたすために、いろいろ問題が起りますと、労働省にいろいろとお知恵を拝借し、あるいは指図を受けに向いていくということ、しよつちゅうあるわけでございます。ただ、私どももその当面の問題といたしまして、労働省からも強くお示しを受けておることでございますが、ともかく現在の法的秩序というものを、規定があるからには、それをきつと守るべきだということ、始終お話をございまして、私どももそれが当然であると考えておりますから、現在の運法の状態というものは、一刻も早く改めてほしいということに常に組合側に対してもお願いいたしておる、こういうことでございます。

○藤田藤太郎君 公労法上の適用を受けているから、そういう立場から、そういう発言をされるということはおかしくありません。あなたもよく世の中のことをお知りの通り、今日の日本の形、国際的な環境からいって、もはや、もうこれがあるから、これを橋頭堡で守るのだという今日の世界環境じゃなしに、こういう問題というものは早く、団結権の自由の問題は、もう国際的な常識慣習のレベルに日本が入つていいんじゃないかということ、ああゆるるところで議論されている問題なんです。そこに根源がある問題なんですか。私はやはりそういう面では、公労法があるから、これにしがみついているというか、やむを得ないのだというか、いずれの立場か知りませんが、私も、こういう立場でなく、私どももつと考へてもらいたい私は思いますが、非常に残念なことは、これは、根源が公労法にあるわけですか。それを取らぬとすれば、これは、ILOのこの問題があるのですから、この問題については、もつとわれわれは国会全体の問題として議論をしたいと思います。この点にはもつと心をいたしていただきたい。これだけをお願いしておきます。

○片岡文重君 大体藤田君の御質問で、その意は尽されていると思うのですが、何とていへば、国鉄吾孫子常務理事のお話は、現行の公労法の上に立つての御議論であります。これは当然だと思つておる。そこで今、藤田君からも言われたのですが、問題になつておる世界労働者諸君も強く日本の政府の方向を見守つておる問題は、ILOの条約批准の問題です。こういう世界の諸情勢の中で、しかも、この公労法があるがために、たとえば八十七号条約にしても、批准できないということなんですから、この際国会も開きされておるところでもあるし、この公労法

の四三三項、これを一つ削除するお気持はないのかどうか。特にこれは、たしか三十一年の二月でしたか、あの臨時公労法審議会の答申にもあつたと思つておるのですが、この四三三項を削除することに反対されたのは使用者側だけである。あと公益側も労働者側も、全部賛成をしておつたはずですか。こういうものをいつまでも残しておいて、しかも、これによらなければならぬというところでは、はなはだ御不便ではなからうか。やはり時代に沿つた改正は、勇敢にしたいだいた方がよいと思つておる。たまたま国会開会中でもあるから、一つ改正の手續をとられてはどうか、こう思ふのだが、全然その御意思がないのかどうか。もしないと思ふならば、どういふお考えで改正をする必要がないと認められるのか。これを一つ。

○政府委員(亀井光君) 公共企業体等の行いする事業は、御承知の通り、国民の日常生活に非常に直接的な関係を持つ内容でございまして、あるいは国民経済、あるいは国家財政というよりなものにも直接関係があります。非常に高度の公共性を持つた事業の内容を持つておるわけでありまして、従いまして、こういう事業に従事する職員は、三公社につきましましては、公務に従事するものとみなされまして、五現業につきましましては、公務員と同様な地位と身分を持つておるわけでございます。そこで、こういうふうな非常に高度な公共性を持つておられます事業に従事する職員は、それだけの債務と使命を持つておられます。従つて、その職員によつて構成されます組合というものは

の四三三項、これを一つ削除するお気持はないのかどうか。特にこれは、たしか三十一年の二月でしたか、あの臨時公労法審議会の答申にもあつたと思つておるのですが、この四三三項を削除することに反対されたのは使用者側だけである。あと公益側も労働者側も、全部賛成をしておつたはずですか。こういうものをいつまでも残しておいて、しかも、これによらなければならぬというところでは、はなはだ御不便ではなからうか。やはり時代に沿つた改正は、勇敢にしたいだいた方がよいと思つておる。たまたま国会開会中でもあるから、一つ改正の手續をとられてはどうか、こう思ふのだが、全然その御意思がないのかどうか。もしないと思ふならば、どういふお考えで改正をする必要がないと認められるのか。これを一つ。

も、やはりそういう事業に直接責任と使命を持つ職員によって構成されるというところが、この高度の公共性を保持する上におきまして、また、これらの高度の公共性を持ちます事業の正常な運営をはかります上におきまして、必要ではないだろうかというので、われわれとしましては、現在のところ、これを改正する意思を持っていないのでございます。ただ問題は、先ほど来御説明のございます条約批准との関係におきまして、いろいろ検討の材料にはなるだろうと存じますが、これあたりも、且下労働問題懇談会の小委員におきまして検討されておりますので、その推移に待ちまして、われわれもさらに検討をしたいと思っておりますのでございますが、現在のところ、改正する意思はございません。

○片岡文重君 小委員会において検討されておるからというお話ですけれども、これは、小委員会は小委員会としての検討を続けられ、その結論をまとめて答申されるのです。あるいは上申されるのです。されることは、これは一向差しつかえない。しかも、そのすみやかな結論を待つというものは必要でしよう。けれども、行政の面に当る労働省としては、現にこの条項があるがために、国際信用の問題にも大きくいへばなっているわけですから、こういう点に立てば、しかもこれは、労働者の基本的な権利であるし、基本的な労働条件に入っておるので、それから、それを否定をし、国際信義にもとつてまで批准ができないということになれば、これは、検討の材料ではなくて、むしろ唯一最高の障害となつておると考えていいのじゃないですか。

公労法の適用を受ける労働者諸君が、正当な労働条件のもとに、保障された団結権を守ろうとすれば、何と云つても、これは障害になることは事実だし、使用者側だけが反対をしたというところは、使用者側だけに有利であつて、公正な三者から見ても、これは不当なものだといふことがいえる条項なんだから、これを十年一日のごとくに、公労法制定以来、これは公労法の適用を受ける労働者の守らなければならぬ一線である、制約を受けるのはやむを得ないのだ、こういう進歩のない御意見ではなしに、やはり時代とともに進んでいく考え方に一つ改められてはどうか。労働省としての御見解をお持ちになることも、私は少しも差しつかえないことであり、労働省としてはこういうことが望ましいという御見解を私は伺いたいと思つておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(亀井光君) わが国がILOの加盟国といつたしまして、国際社会の一員であります以上、ILOの決議いたしました条約につきまして、これを批准して参り、その内容を国内法において具現して参ります責任は、これは当然あるだろうと思つております。ただ、たびたび御説明申し上げておりますように、ILOで決議されました国際条約であるからといつて、それをもつて直ちに加盟国を拘束するものではございません。加盟国のいろいろな社会的な、あるいは経済的な、政治的ないろいろな事情というものと、その条約の内容とがマッチする場合にはじめて、初めて批准という手続がとられていくのだからと私は考えております。従いまして、非常に基本的な内容を持

ちます条約ではございますが、まだ批准されているのは三十一カ国にすぎない状況を見ましても、おのおの国内のいろいろな諸般の事情がそれを批准させない形において残されているというところに問題点があるかと思つております。わが国におきましても、すでにたびたび御説明申し上げておりますように、国内法の関係におきましては、公労法、国家公務員法、地方公務員法等に、なお調整を要すべき点もござい

われわれとしまして、しからば労働省はどう考えるかという御質問でございますが、われわれは、やはり労働使、公益という各方面の意見を広く聞きまして、その中から正しい方向づけをわれわれとしてはしていきたいという考えでございまして、われわれだけが独断的にいろいろな結論を出しますことは、こういう非常に大事な、しかも基本的な問題でありますだけに、慎重な手続を経て、この問題の処理に当たりたいというふうに考えているわけでございます。労働省としましては、事務的な検討等はいたしておりますが、最終的な結論あるいは最終的な意見というものは、労働問題懇談会の小委員会の結論を得まして出したというふうなふうに考えている次第でござい

守っている。しかも、これを守ること、労働者のサービス・センターであるべき労働省が、その使用者側だけの意見に全面的に支持を与えているという姿は、私たちにどうも納得いかなるところなんです。しかもこれが、繰り返すようにだが、条約批准のガンになっていく、こういう点を考えれば、これはやはり、大きい意見に従うのが私は正しい行政の姿ではなからうかと思つて。こういう意味から言つても、ここでどくどく局長と議論を繰り返す意思はございませんけれども、どういふ点から見ても、このままこれを存置するといふ行き方は得策ではない、こ

○片岡文重君 今も言った通り、使用者側だけ、使用者の委員だけがこれを守ることに懸命であつて、公益委員も、これは直すべきである、直すのが、むしろこれは削除することが適当である、こういう明確な結論を出しているものを、直接それによつて利益を受けるところの使用者だけがこれを

る。これもまた、国鉄としての一つの大きな仕事になつてくるでしようが、こういういわば機関車労働組合の、国鉄労働組合の諸君が場合にればからだをばつて業務遂行に当らなければならぬ。そういう人たちの仕事の面については、形態が整つておらないといふことだけで、業務命令一本で押しつけていっておる。従業員の意味というものは全然そんたくしていかない。これでは、日本経済の根幹をなす国鉄の運営というものが私には円滑にいく道理がないと思つて。むしろ労働者の基本的な権利を侵すようなことはしないで、労働者は労働者としてのみずからの知性に基づいた行動を、当局も行政もそのまます認をして、そつ常軌を逸したことをやるわけはないのですから、やはりみずからの考えに基づいておるところの行動は、そのまます認をすることこそが、憲法に認められた私は労働者の基本的権利を保障する道だと思つて。そういう意味からいつても、労働省は、この公労法の改正には積極的の手をつけるべきであり、国鉄当局としても、これの削除されることについては、私は賛成してよろしいのではないかと思つて。特に吾孫子常務理事は、経営管理の面からいつて、今の状態を決して好ましいものとはお考えになつておらないと思つたが、一体今後このままの状態が、もし機務と当局とが意地なくで対立を続けるような姿になつていくとしたならば、心中意地なくでなくとも、形として意地なくで続けていくような姿が今後長く続くとするならば、一体どういふ措置を今後おとりにならうとするのか。やむを得ないから、このまま機

月か六月には天皇が九州においでにな

のくたびれるのを待つということか、張り合っていくというお考えを持つておいでになるのか、どうこれを打開していかうとお考えになっておられるのか、それを一つ承わっておきたい。労働省からも重ねて、私が今申し上げた点について考慮される余地はないのかどうか、お尋ねをしておきたい。

○説明員(香孫子豊君) 国鉄当局といましては、機関車労働組合が、今までにもし法律に合った状態にしよ、正常化しようという意思がありさすれば、そり、いろいろになり得る機会が幾たびかあったにもかかわらず、あえてそれをされてないということが非常に残念に思われてならないのでございませう。同じ国鉄の中の組合であります。同じ国鉄労働組合の方は、先年の公労委の藤林委員長のごあつせんがありまして、その線に沿うてこれを受諾し、そして組合の状態といふものを正常化すべきものであるということをごの後の大会においては認めておるわけですが、国労にそれだけの機会があつたにもかかわらず、機関車労働組合はあえてそれに乗らないで、今日の状態を維持しておる。そのほかにも、機会は幾たびかあつたと思つておりますが、それがいまだに行われなかつたこと、心から残念に思つておるわけでございます。それで、私どもが今機労に對して臨んでおる態度といふものは、あるいはまことに頑冥不靈といふふうな印象をお受けになるかもしれませんが、私どもは、機労の諸君に反省していただくためには、やっぱりあくまでも筋道を立てて、けじめをはっきりするといふことが、一番早く状態を正常化するためのいい方法ではないか、

国鉄当局としては、そり、いろいろにたくさん考えておりますので、今後この状態を、まことに遺憾ではございませうが、組合側が反省して下さいますまでには続けざるを得ないといふふうに考えておる次第でございませう。

○政府委員(龜井光君) 国鉄と機労との関係の問題につきましては、私も、今香孫子常務が御説明しましたところと同じ考えを持っております。私としましては、機労が正常化されることを強く期待をいたしておるわけでございます。まして、そのチャンスは必ずしも皆無ではないと、私どもも考えておる次第でございませう。問題は、機労の決意次第ではないかと、いふ気もいたしております。

それから、四三三項の問題につきましては、先ほど来申し上げましたように、現段階におきましては改正する意思はないのでございませうが、御意見としましては、十分承わりたいと思つておる。す。

○片岡文重君 これは、重大な私は認識の相違だと思つておる。国鉄労働組合が過ぐる大会で副委員長を更迭して、要するに当局の希望するといふしょうか、期待する姿を整えたいということ、公労法四三三項を是認をして、その上に立つて、もつともであるといふ了解の上で、私どもは処置ではないと思つておる。少くともこれは、国鉄労働組合が現在置かれておるところの組織上の問題であるか、あるいは団体交渉を拒否されたままの姿における組合員の不利益な状態を懸視するに忍びなくなつてとられた、いわば涙を

のんだ男の姿だと私は思ふ。機労の諸君がやはり傘下組合員の不利益、不便を思ふことについては、やはり変りはないでせう。ただしかし、この労働者の権利として守り抜こうとする意地がどこまで続いているか、そり、やすやすとは屈服できぬといふ姿が今日出ておるのではなからうか。国鉄労働組合も、決してこれを是認しているとは私は思われない。おそろくそれは、組合の諸君もそり、言うのではないでせうか。だから、どういふ姿になつたかといつて、いわば当局がこの法律をたぐらした、大上段にかまえただんびるために、やはり一応頭を下げざるを得ないといふ姿でございませう。あると私は考へるのでございませう。了承したものではおそろくないでせう。乙の四三三項といふ労働者の基本的な権利をそり、真剣に考へないで、問題を処理しようとする形で表わされているのではなからうかと思ふ。もう少しやほりこりいふ問題については、国鉄当局ももちろんですけれども、やはり労働省といふのは、組合員の真実の考へ方といふものは、これを一つ見きわめていただきたいと思つておる。改正の意思はないといふお考えのように重んじたいと思つたわけですが、公務員と公労法の適用を受ける組合員とは、そこにやはり相違のあることは、労働省として認められておられるでせうし、しかも、これが独立採算制をとつて、私企業と何ら変らないような形態のもとに置かれておる労働者であり、たまたまたその企業者といふまじやうか、使用者が市井の一人ではないといふだけの

ことで、与える影響が、なるほど日本経済全体に大きな影響を与えるのでせうから、そり、軽々に事を処理するわけにはいかぬでせう。しかし、与えられた基本人權、労働者の権利といふものは、あくまでも、外部からの条件によつてそり、そり、軽々に制約をされ、そのままた見逃がされておつていいといふものではないと考へられます。従つて、時間もないことですから、これ以上この問題で議論を繰り返すとは思いませんが、ぜひこの問題については、特にILO条約との問題をあわせ考へれば、ガンになつておる問題なのですから、その点を一つ真剣に考へていただきたいと思つておる。

○藤田藤太郎君 さつき亀井局長は、その八十七号その他の条約を労働問題懇談会の小委員会にかけたおる、こり言つておりましたね。これは、批准の是非について相違されておるのだと、あつちゆる条約の批准の是非についてどう考へておられますかといつて、諸問されておるわけだ。

○政府委員(龜井光君) そり、ではございませう。八十七号条約だけにつきては、内内法との関係を検討していただくために小委員会を作つたわけでございます。大臣がその前申されました、日本にまだ未批准の関係のもの約五十、その中で労働省関係三十一件、これにつきては特別の、別個の何か委員会を作つて検討するようにいたしましたといふ問題とは別問題でございませう、すでにこの問題は、昨年の秋労働問題懇談会に検討をお願いいたしましたので、それで、結局技術的な問題でもあるしといふことで、労働問題懇談会の中

で小委員会を作りまして、今検討しておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 内内法との関係をどう考へようといふことは、何も審議会にかけなくても、労働省でけつこう見れるわけです。私ども、内内法との関係を見れば見れる。そり、でせう。だから、この条約といふものが批准しているかどうかといふ意見を諮問しているのじやないのですか。

○政府委員(龜井光君) 最終的には、總會におきましてそり、いふ問題が取り上げられると思つておるが、小委員会におきましては、そり、いふ技術的な問題を今検討しておるということをお申し上げたわけでありませう。

○藤田藤太郎君 そり、こり、大事なので、内内法と並べて見るならば、労働省でもできるし、われわれでもできる。しかし、民主的な機関として作つておられるその労働問題懇談会において、適正妥協であるかどうかといふことを小委員会から全体會議で、どういふ結論が出ようか、一応研究して下さい、こり、いふことでまかされておるわけだ。そり、いふことじやないのですか。

○政府委員(龜井光君) そり、いふ言葉にもなるかもしれませんが、結局問題点は、内内法との関係の問題であるのか、解釈上批准可能であるか、あるいは内内法と抵触して、どうしても内内法を改正しなければ批准ができないのか、こり、いふ批准の可能性の問題、この技術的な検討が今行われておるわけです。その報告を待ちまして、總會におきまして最終的な結論、批准可能であるかどうか、現段階において批准

可能であるかどうか、批准するために、いろいろな条件を整えなければならぬかという問題が、結論として出されてくるのではないかと聞いています。

○藤田藤太郎君 その通りでしょう。

だから懇談会には、この問題が国内法とどう関係するか、どういふことをしたら批准できるか、そういう問題一切を研究して下さい、こういうことでまかされているわけでしょう。それなら、そういうことであれば、さっき言われたように、政府は変える必要はないときめいておきますという言ひ方は、せつかく民主的な機関にそういう問題を託しておきなから、この条約は批准いたしませんという限定した意思をそこへ持ち込んでやらしているのですか。さっきの答弁、私はちよつと聞いてふに落ちない。

○政府委員(亀井光君) 先ほど申し上げましたのは、現段階においてという言葉がついておられます。現段階におきましては、われわれとしてはこれを改正する意思はない。ただし、労働問題懇談会におきまして条約批准の問題も検討されておるので、それとの関連において検討される時期はあるという意味で私は申し上げたのであります。

○藤田藤太郎君 それならいいので、いや、批准する意思はありませぬ、懇談会をやっていますといつたつて、政府は何ぼそんなことを考えても、批准いたしませんぞというふうな感覚でかかるなら、かける必要はない。僕はそこをはつきりしたかったのであります。わかりました。きょうはこの問題はこれで……、この次にやりましよう。

○片岡文重君 別にILOの問題に直接関係する問題ではないのですが、ひいてはやはり労働者の基本的な権利にも関係あると思ひますので、お伺いをしておきたいのですが、質問に入る前に、一つ御出席の香孫子常務理事から、三月十日岡山地方本部で、地方本部傘下の組合員と、これは国鉄労働組合ですが、当局との間で交渉が持たれた際、警官の出動を要請して、組合員が全治二カ月ほどを要する重傷を負つたということが当地の新聞に報道されております。これは容易ならぬ事態だと思ひますが、その詳細について、まず御報告を願ひたいと思ひます。

○説明員(香孫子君) 今私どもが、ただいまお尋ねのありましたことについて報告を受けております。概要をそゝれで御説明申し上げます。思ひます。

大体事件の概要を申し上げますと、国鉄労組の岡山の地方本部が、昇給問題について、岡山鉄道管理局との間に話がかかないという理由で、だいぶさかのぼるのでございますが、二月の十三日に広島の調停委員会に調停申請を行なつたのでございます。しかし、調停委員会は、現在まだこれを受理してはおりませぬ。両者のあつせんに努力をいたしておるのでございますが、三月十日に、広島調停委員会の委員長が、事情聞き取りのために岡山鉄道管理局に来ることになつておつたのでございます。それで、三月十日の八時十分ごろに、岡山地方本部の労働員約八十名が、庁舎の管理責任者の承諾を得ないで、岡山鉄道管理局庁舎の屋上に上つたわけでございます。さらに、同じ時刻ごろに、約百七十名の組合員

が庁舎の南側玄関の前に集合をし、集会を開き、また、ジグザグ行進等をいたしまして、氣勢を上げたものであります。また、屋上に上つた組合員は赤旗を掲げ、屋上から懸垂幕三枚をたれ下げて、地上の組合員と呼吸して氣勢を上げたわけでありませぬ。また、四階から屋上に通ずる出入口のとびらを閉ざして、その屋上側のとびらに接して座り込んで、とびらの開閉を妨げるといふようなことをやつた模様でございます。

それで、岡山の管理局長は、屋上の組合員に対して、再三放送によつて、懸垂幕の撤去並びに屋上からの退去を要求したのでございますが、組合員はこれに應ずる気配がないので、十二時五分ごろに、岡山鉄道管理局の営業部長が所轄の警察署に連絡をいたしました。出動要請をしたわけでありませぬ。

この要請に基づいて、約六十名の警官が岡山駅前の派出所に到着したのであります。十五時二十分ごろに約四十名の警察官が局の庁舎内に入つて、三階の会議室に待機しておつたのであります。一方管理局の方は、再三にわたつて退去を要求いたしましたのでありますけれども、さらに退去の気配がないので、やむを得ず、十五時四十分ごろ、実力でもつて退去させることを決意して、公安職員十八名、警察官二十名屋上に配置をし、十六時二分ごろから十六分ごろの間に、組合員全員に屋上から降りてもらつた。なお、公安職員も警察官もこの行動に當つて、警棒等の器具を携帯せず、全然素手でもつておろしたわけでありませぬが、そのおろす際には格別の抵抗もなく、きわめて短時間におろしたというふうに報告

されております。十六時三十五分ごろ警察官は全員引き揚げた。そして十六時三十七分ごろに組合員が解散して引き揚げた。警察官も公安職員もさういふふうなわけで、大した抵抗もなかつたので、別に公安職員等にはけが人はおつしやいませぬが、さういふふうな大きなけがをした者があるという報告は聞いておりませぬ。

○片岡文重君 まあ、温和な方法で行われたにしては、少しけが人が多いやうだけれども、問題は、今伺つておられる、すべて組合員に非があつて、当局としては穏やかな、穏便な方法で、退去を求め、警官も出動し、警官もまた警棒も持たないで、穏やかに退去してやつたというふうな報告でなければ、当局の方では、さうすると、全然手落ちもなくて、やみくもに組合員が庁舎を占拠し、乱暴を働いておるやうにうかがわれますけれども、少くとも組合員にさう意識的に有利に書くとも思われぬ地方の新聞が伝えるところによれば、遺憾ながら今、常務理事の御報告になつておることとはことごとく違つておるやうに思われます。これも、さう小さな新聞ではないやうで、この新聞によれば、局長と組合代表

とがいわゆる穏やかな態度で話し合ひをしておられて、そしてその話し合ひがいつて、組合代表がその座り込みを止めておられるところに行つたとき、は、すでに警官が出動し、さういふ混乱状態に陥つておつたといふことがこの新聞に報ぜられておるので、で、当時の要求も、私どもとしては知るのによぶさかではありませぬ。調停委員会のあつせぬも、二月十七日に調停委員が受理して、十八日と二十六日と、二回に行われておつて、三月十日には調停委員長が来て、最後のなあつせんをするはずであつたのです。現にこの日は、組合代表と会つた前に、局長とは二時間以上も会つて話しをされておるはずで、さういふ姿の中で、組合代表も穏やかに局長と話しはしておつたはずで、にもかかわらず、営業部長が抜けがけに、自分勝手に出て行つて、局長の指示を待たずに出て行つて、警官の実力行使を要請して、故意に混乱を巻き起したとしか考えられない事態だと思ひます。特に、この二カ月のやうな重傷はないとおつしやつたけれども、当初診断をされた医師は、新聞記者に対してさう語つておる。今度一日、二日していつたところ、医師は言葉を変えておるやうです。さういふことは、やはり作意的に見れば見られないことではない。いずれにせよ、相当の負傷者が出たこと事実は、さう、その負傷者が出たこととは、穏やかに退去をされたといふことにはならぬと思ひます。特に、この新聞報道が誤まりでないことは、これは、国鉄当局としても、十分現地からの報告が私に入つておると思ひますが、もし今香孫子常務理事がお話になつた

とがいわゆる穏やかな態度で話し合ひをしておられて、そしてその話し合ひがいつて、組合代表がその座り込みを止めておられるところに行つたとき、は、すでに警官が出動し、さういふ混乱状態に陥つておつたといふことがこの新聞に報ぜられておるので、で、当時の要求も、私どもとしては知るのによぶさかではありませぬ。調停委員会のあつせぬも、二月十七日に調停委員が受理して、十八日と二十六日と、二回に行われておつて、三月十日には調停委員長が来て、最後のなあつせんをするはずであつたのです。現にこの日は、組合代表と会つた前に、局長とは二時間以上も会つて話しをされておるはずで、さういふ姿の中で、組合代表も穏やかに局長と話しはしておつたはずで、にもかかわらず、営業部長が抜けがけに、自分勝手に出て行つて、局長の指示を待たずに出て行つて、警官の実力行使を要請して、故意に混乱を巻き起したとしか考えられない事態だと思ひます。特に、この二カ月のやうな重傷はないとおつしやつたけれども、当初診断をされた医師は、新聞記者に対してさう語つておる。今度一日、二日していつたところ、医師は言葉を変えておるやうです。さういふことは、やはり作意的に見れば見られないことではない。いずれにせよ、相当の負傷者が出たこと事実は、さう、その負傷者が出たこととは、穏やかに退去をされたといふことにはならぬと思ひます。特に、この新聞報道が誤まりでないことは、これは、国鉄当局としても、十分現地からの報告が私に入つておると思ひますが、もし今香孫子常務理事がお話になつた

とがいわゆる穏やかな態度で話し合ひをしておられて、そしてその話し合ひがいつて、組合代表がその座り込みを止めておられるところに行つたとき、は、すでに警官が出動し、さういふ混乱状態に陥つておつたといふことがこの新聞に報ぜられておるので、で、当時の要求も、私どもとしては知るのによぶさかではありませぬ。調停委員会のあつせぬも、二月十七日に調停委員が受理して、十八日と二十六日と、二回に行われておつて、三月十日には調停委員長が来て、最後のなあつせんをするはずであつたのです。現にこの日は、組合代表と会つた前に、局長とは二時間以上も会つて話しをされておるはずで、さういふ姿の中で、組合代表も穏やかに局長と話しはしておつたはずで、にもかかわらず、営業部長が抜けがけに、自分勝手に出て行つて、局長の指示を待たずに出て行つて、警官の実力行使を要請して、故意に混乱を巻き起したとしか考えられない事態だと思ひます。特に、この二カ月のやうな重傷はないとおつしやつたけれども、当初診断をされた医師は、新聞記者に対してさう語つておる。今度一日、二日していつたところ、医師は言葉を変えておるやうです。さういふことは、やはり作意的に見れば見られないことではない。いずれにせよ、相当の負傷者が出たこと事実は、さう、その負傷者が出たこととは、穏やかに退去をされたといふことにはならぬと思ひます。特に、この新聞報道が誤まりでないことは、これは、国鉄当局としても、十分現地からの報告が私に入つておると思ひますが、もし今香孫子常務理事がお話になつた

とがいわゆる穏やかな態度で話し合ひをしておられて、そしてその話し合ひがいつて、組合代表がその座り込みを止めておられるところに行つたとき、は、すでに警官が出動し、さういふ混乱状態に陥つておつたといふことがこの新聞に報ぜられておるので、で、当時の要求も、私どもとしては知るのによぶさかではありませぬ。調停委員会のあつせぬも、二月十七日に調停委員が受理して、十八日と二十六日と、二回に行われておつて、三月十日には調停委員長が来て、最後のなあつせんをするはずであつたのです。現にこの日は、組合代表と会つた前に、局長とは二時間以上も会つて話しをされておるはずで、さういふ姿の中で、組合代表も穏やかに局長と話しはしておつたはずで、にもかかわらず、営業部長が抜けがけに、自分勝手に出て行つて、局長の指示を待たずに出て行つて、警官の実力行使を要請して、故意に混乱を巻き起したとしか考えられない事態だと思ひます。特に、この二カ月のやうな重傷はないとおつしやつたけれども、当初診断をされた医師は、新聞記者に対してさう語つておる。今度一日、二日していつたところ、医師は言葉を変えておるやうです。さういふことは、やはり作意的に見れば見られないことではない。いずれにせよ、相当の負傷者が出たこと事実は、さう、その負傷者が出たこととは、穏やかに退去をされたといふことにはならぬと思ひます。特に、この新聞報道が誤まりでないことは、これは、国鉄当局としても、十分現地からの報告が私に入つておると思ひますが、もし今香孫子常務理事がお話になつた

よるな、穏やかな事象でこれが行われ  
たとするならば、何の必要があつて一  
体局長は、この組合員の前へ来て、警  
官を不当に出動させ、実力行使に訴え  
させたことを、しかもこれが当局側の  
手落ちであつたといふことで、陳謝を  
する必要があつたのですか。十分なま  
だ詳しい報告が入つておられないとい  
ふのなら、これはまた話は別ですけれ  
ども、今の御報告が権威ある報告とし  
て、それに基づいての答弁であるとする  
ならば、その真相は、やはりあくまでも  
私は究明しなければならぬと思つたの  
ですが、もしそういう穏やかな、常務理  
事がおつしやるような穏やかな方法で  
退去を求めた、あるいは混乱もなかつ  
たというならば、一体何の必要があ  
つて、局長は組合員の前へ行つて、  
その営業部長のつた態度を陳謝しな  
ければならなかつたか。この点につい  
て、一つお伺いしたい。

○説明員(吾孫子豊君) 先ほど私が申  
し上げましたのは、事実の概要につい  
ての御報告でありまして、微に入り細  
をうがった細かい点まで、実は、私よ  
く承知しているわけでもございませ  
んが、大筋は大体今申し上げたような  
こと。それから、けが人のことは、新聞  
でも、今承りますと、あとで訂正に  
なつたといふことのごようございま  
す。それほど大きなけがをした人はな  
かつたように報告を受けております。  
この点はしかし、もう少し取り調べて  
みたいと思つて、まあ大ぜいの血  
気盛んな組合員が、狭い所でわつしよ  
わつしよとやつたのでありまして、よ  
うから、多少のけがは、何人かけが人く  
らゝはあつたかもしませんが、全治二  
カ月とかいふ、もしそういう大けがを

した人でもあつたならば、そのこと  
は、当然私の耳に入つておるはずであ  
りますから、それほどのことではな  
かつたんでないかと思つたのでござ  
いますけれども、この点はよく取り調  
べてみたいと思つて、それから、局長  
が陳謝した、これも新聞にそつ書い  
てあるようございまして、実はこの点  
は、直接私が確かめて聞いてあるこ  
とでありますから、別に陳謝したとい  
ふようなことは、ない。ただ、組合の一  
部の人たちと局長とが折衝をしておる  
間に、警察官の実力行使と申します  
が、実力排除が着手されたといふこ  
とについて、その間多少の行き違ひ  
があつたといふこと、遺憾の意を表  
したといふことはあるようございま  
す。別にあやまつたといふことはい  
ないといふふうに聞いております。

○片岡文重君 ども、なかなか言葉  
というものは便利だと思つたのですが、  
少くとも組合の代表と当局の代表であ  
る局長とが穏便な話し合いをしてお  
る中に、しかも、話が妥結をするとい  
ふのに、局長の指示を待たずに、そ  
の部下である営業部長が、自分勝手に警  
官の実力行使を要請する、こういうこ  
とが一体管理上許されていいことかど  
うか。しかも、それによつてそういう  
混乱が起き、けが人ができる、この手  
違ひによる不測の事態を発生したこと  
について、遺憾の意を表するといふこ  
とは、明らかにそういう事態を認め  
たからこそ、局長としても遺憾の意を  
表したものだと思つて得ません。こ  
の遺憾の意を表するといふことは、私  
は陳謝だと思つたのですけれども、そ  
れは、あやまつたことにはならぬので

か。これは、認めたことにはならぬの  
ですか。

○説明員(吾孫子豊君) 私の知つてお  
ります範囲は、実はその程度以上詳し  
いことはわかりませんが、今お尋ね  
のありました点は、なおよくしつかり  
したところを確かめたいと思つて、  
○藤田藤太郎君 この問題について、  
ちよつと聞いておきたいのですけれど  
も、この経過を聞いてみますと、昇給  
の問題をめぐつて、過去に、訓告者  
に対しては昇給の操作停止といふこと  
はなしに今までの慣例がなつておる。  
最近に至つて、この問題が、当局が昇  
給停止といふことをやられた。それが  
労働委員会に持ち込まれて、調停とい  
ふものがあつたといふことになつて、  
自主的に交渉をしなさい。その交渉す  
る前提として、何とか話をつけるとい  
ふ、前進するといふことを確認し合  
つて下つていく。またきまらぬ、また  
持つてくる、また前進するといふ格好  
で、確認して持つて帰る。最後には、  
三月間の期限をつけて、調停委員が  
山まで乗り込んできて、このあつせん  
をやろうといふような事件だと私は  
聞いています。そういうことである限  
りにおいて、調停委員会の調停委員長、  
これは三者構成ですね。一番民間の権  
威ある、労働問題の紛争を処理する、  
一番の権威ある問題の処理者と言つて  
いいと思つて、時の氏神でしよう、  
場合によつては、この人に対して、  
当局はなほもひつかないといふ態度  
で臨んでおられるといふところが私  
はどうもわからない。たとへば、ずつ  
経過を聞いてみると、これは、当局と  
組合との間で話が出てきて、すなほ  
となしく調停あつせんなら、三者に

つ頼もしいといふ私は問題じゃないかと  
思う。ところが、このずつと長い、二  
月の初めから三月の十日までの間の経  
過を聞いてみますと、ほんとうに、調  
停委員長の浜井信三さんですか、こ  
の人の意見が聞かれるといふ場が一  
つもないのです。三日に限定されて、  
最終的には十日になつたんだが、その  
ときに、組合がもうしびれを切らして、  
この昇給の問題と臨時工の解雇の問題  
とあわせて、何とかこれは、どうも当  
かぬといふことじゃ、これはもう耐え  
られないといふところから、結局集団  
陳情といふものが行われたと、私らは  
そう判断する。ところが、先ほど片岡  
さんから言われたから、私は繰り返  
しませんけれども、その中に、警官  
を要請したり、当局と組合とが話して  
おる間に、その当局の中の営業部長が  
勝手に警官を動員したといふか、指示  
したといふか知らぬけれども、四時二  
十分という話がある、その十分前にさ  
ういふ状態を要請して、最高二カ月  
の局長と組合といふのは、やっぱりそ  
この交渉相手としては最高機関で、そ  
の規律に組合員が全部服している。そ  
ういふのに、たとへば、一方的に、警  
官を動員してくれとか、もう一つ本  
本的なことは、三者構成の調停委員  
会があつてもいいでしよう。あつせん  
と對して真剣に取り組んでないとい  
ふところ、この問題の根本的原因が私  
にあると思つたのです。だから吾孫子  
さん、これは、報告は十分に聞いてい  
ないとおっしゃるかも知れぬけれども、  
そういうところに間違ひの根本がある

と思う。これはあなた、國鉄の中で  
働いてる方々といふものは、やっぱ  
り勤務の喜びを持ち、そうしてその中  
で生活をしてる。私は、その中で自  
分の給与、労働条件に對して、当局と  
の間に、國鉄との間に交渉をして問題  
をきめていく。これは、法で認められ  
た完全なルールである。こういう問題  
が、自分の一カ月余りからの長い間の  
手続的な欠陥といふものに触れずに、  
ちよつと組合が集団陳情したら、すぐ  
警官を引っぱつてくるという行為は、  
私はどうも、大國鉄の労働行政として  
は、これは納得できません。こうい  
うことがあつては絶対にならないと私  
は思う。だから、根本原因が何かとい  
ふことを追及してもらつて、まず問  
違つたところを取りのけるといふこと  
から出発してもらつて、最後のこ  
ういふ問題が起きないといふこと、今後  
努めなければならぬと思つたのです。

これは、あつせん片岡さんに譲ります  
けれども、私は、この実情を聞いて、ほん  
とうにいろいろ世間には、ピケを張つ  
たとか何とかいふ問題がありますけれ  
ども、大國鉄の管理局以下、地方の  
そういう中において、こういう問題が  
起きるのでは、どうも労働行政を國鉄  
当局はどうやっておられるのかとい  
ふことを疑わざるを得ないです。こ  
ういふことは、二度とあつていけない  
私は思つて、ですから、そういう面  
で、私は、吾孫子さんの見解を聞いてお  
きたいと思つたのです。

○説明員(吾孫子豊君) 國鉄の労使間  
の問題、いろいろ紛争が起りました際  
に、これに警察の方の御厄介になる  
といふことは、望ましいことではない  
と、私ども常々考へております。今回

の事件の根本原因についてのいろいろ今御指摘がございましたが、それらの点のすべてについて、私が詳しく知っておるわけではございませんが、大体昇給の問題につきましては、国鉄の本社と、それから組合の本部との間では、根本原則についての話し合いはま

とまりまして、資金のワクの中で勤務成績を判定して行われるという、そういう原則だけはお互いに認め合ったわけでございます。その細部の実施をめぐって、いろいろ紛争があったことと思

います。もしその間、お話しのように、あつせんに立たれた調停委員長等に対して、当局の方に失礼なことがあつたりなんかしたということであれば、まことにけしからぬことでありますから、そういう点は、十分注意いた

したいと思つて、ただ、いろいろ組合側のおやりになるデモンストレーションのような事柄も、ある限度をこえて、当局側の方の穏やかな説得等によつては、どうしても話がかかないとい

うような場合には、程度の問題でございますけれども、状況によつては警察が出勤されるということも、ないとは保しがたいのでございますけれども、私どもとしては、そういうことは、できるだけ避けたいというふうに考

えておられますし、また、そういう気持ちで下部機関も指導いたすつもりでございます。

○片岡文重君 今の問題については、相当関心をやるがせにできない問題です。から、なお御質疑したいのですけれども、詳細の点については、報告が出ておられないので、時間もありませんから、この現地におられた人々を

場合によっては参考人として招致し、

あるいは国警等の関係者にも、場合により意見を聞きたいと思つておられるので、残余の質疑は、次の機会に留保しておきたいと思つておられます。そうして、きょうは打ち切りしたいと思います。

○委員長(阿貝根登君) 本問題に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと思つておられますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(阿貝根登君) 御異議ないと認めます。

○委員長(阿貝根登君) 次に、競馬場の馬丁等の労働問題に関する質疑を願います。

○片岡文重君 質疑に入る前に、今度農林大臣は、日ソ漁業協定の問題で、ソビエトにおいでになるそうですが、大へん御苦労さまだと思つて、この留守期間はどのくらいであるのか、局長おわかりでしたら。

○政府委員(谷垣專一君) 私まだ、その点につきましても、大臣からお伺ひいたしておりません。

○片岡文重君 せんだつてこの委員会、中央競馬の馬丁諸君の労働組合が非常な圧迫を受けておつて、困難を

しているというふうな問題について御質疑を申し上げ、畜産局としても、労働問題だからということでは、傍観をしておれない立場におありになるのではな

いか。特にこの問題の解決については、農林大臣も積極的な関心を示していただかなければならないであらうとい

うようなところまで申し上げたつもりですが、畜産局長は、その後この問題

について、農林大臣にも御相談をして下さつたのかどうか。それから、局長として何らかこれについて対策なり方

策なりをお考えいただいたのかどうか、この点お聞きしたい。

○政府委員(谷垣專一君) 御質問のございました要点その他は、それぞれ上司に報告してございます。それから、この問題に關しまして、それぞれ担当

いたしましたります私の方の係のものに、御質疑の問題その他要点のところを申し伝えまして、実情その他を具体的に調べるよう申しております。なお、中央競馬会等の諸君に對しましては、同様のことを申し伝えておりました。こ

ういう状況であります。調教師の諸君あるいは馬丁の組合の諸君から、私は直接実情その他をまだ聞いてはおりません。

○片岡文重君 畜産局長が馬丁組合の諸君に直接お会いになつて、というふうなところまで実は私は望んでおりましたが、やつていただけはまああつて

ございますけれども、それ以前に、やはり中央競馬並びにこの競馬を施行する中央競馬会は、農林省の監督下に置かれておるでしようし、これが当面の行政

的な立場におられるのは畜産局であらうと思つて、そういう観点から、この中央競馬が公正に、しかも国家の資金をもつて行われておるこの競馬が、不正

不当なことのないように、公正に行われる。このためには、やはり畜産局長として、深い関心を持つて見ていただかなければなりませんし、当面問題

となつておる馬丁諸君の労働条件、生活環境等についても、当然深い関心を

寄せていただかなければならぬと思つて、こ

ういう意味から、畜産局として、この競馬会に對しどういう措置をとられたかという

ことをお伺ひしたわけですが、まだそういう点について

は、その後具体的に検討をされておらないのですか。

○政府委員(谷垣專一君) 具体的には検討いたしましたりませんが、従来の経緯その他を聞いたと、こ

ういうことであります。その間わずか一週間で、実情調査にかか

つたということであるならば、これはやむを得ません。しかし、中央ではそういうこと

で、実情調査あるいは問い合わせ、照会だとかということ

で目を過している間に、現地では、馬丁諸君にとつて容易

ならぬ問題が次から次へと起つてつある。たと

えば、これは一昨日の新聞によるのですが、一月十七日に、労働

協約の確證書を交換の形で地労委に、労使双方が提出

しておきながら、これについて全然履行しないばかりでなし

に、組合代表者以下八人の第一組合員が餓首されておるのです。このほ

かに、さらに府中の餓首者を加えれば、十名をこえるわけ

です。一方では首を切つておる。しかも今度は、第一組合員の雇用を全面的に中止するとい

う模様が。こ

うなつてくると、今調教師は八百名に及ぶ

と思つて、この半数を占める第一組合員が近いうち

に大打撃を受けることになる。そして封建的な、劣悪な労働条件下に、自分

の知らない労働組合員としての待遇を受けることになる。こ

ういうことは、いよいよレースの公正を阻害して

いく、中央競馬会の繁栄にも重大な暗影を与えるもの

になつてくると思つて、こ

ういう点について、当然これは、労働問題だから労働省だけがやる

べきだとい

うお考えでなしに、畜産局としても、これらの調教師側の行き過ぎた行動とい

いますか、この近代

的な労働感覚をもたない点について、やはり積極的

に指導をされる御意思はない

かどうか、この点をお聞きしたい。

○政府委員(谷垣專一君) だんだんお話を承

り、また実情を調査しまし

て、こちらの方のそれに対する態度をきめなければならぬと思

います。御存じのように、この雇用契約とい

うものは、調教師、それから馬丁あ

るいは馬丁組合との間の問題になつてお

ります。また、私たちが直接監督をいたして

おります。また、私たちが直接監督をいたして

おります。また、私たちが直接監督をいたして

おります。また、私たちが直接監督をいたして

おります。また、私たちが直接監督をいたして

おります。また、私たちが直接監督をいたして

おります。また、私たちが直接監督をいたして

おります。また、私たちが直接監督をいたして

おります。また、私たちが直接監督をいたして

おります。また、私たちが直接監督をいたして

おります。また、私たちが直接監督をいたして

考えておられますが、今のところ、直接これに指導を加えるというのには、もう少し様子を見なければならぬ、かような考え方でござります。

○片岡文重君 労使の紛争の中に畜産局が介入するよりよいことは、おっしゃられるまでもなく、これは私としても要望いたしません。しかし、このままの事態で進めば、これはどうしても、労働組合の諸君は実力行使に訴えざるを得ないことになるだろうと思ふ。という事になれば、これは、競馬場において不測な事態が起らないとも限りません。そういう事態に迫り出されたのでは、私はおそいであらうと思ふ。しかも、地勞委の諸君もそう言っておるようですが、私も、この馬丁労働の諸君の言いつを聞いてみても、実情を調査してみても、決して不当な要求をしてるわけでもない、決してよ。生活をべん見てごらんになればよくわかる。決して不当な要求をしてるわけではない。そういう状態に、調教師諸君が今後なお長く、馬丁だからということでごくみくびって、労働条件の改善をする意思がない、改善をしないというふうなことで今後も行かぬならば、容易ならぬ事態に陥っていかざるを得ないであろう。そういうことを避けたら、畜産局長として、調教師諸君に、使用者としての近代的な考えを持ってもらえるように御助力をいただきたい、こういうことを希望します。

○政府委員(谷垣專一君) 私たちが報告を聞いておられますところにより、今年の一月の末でありましたか、二月の初めでありましたか。地勞委か

らのあつせん案が出まして、それによりまして、先般御質疑がありました共助会等の共済規定の改正等の内容を含めました、そういうあつせん案が出た。それに基きまして、最近におきまして、それをあつせん案の通りに改正をいたしまして、たしか今年の一月一日にさかのぼってそれを実施する、こういうふうな形に進んでいるという報告を受けておられます。そのほかに、第一組合のほかに第二組合ができたというふうないろいろな事情も、そのつど報告を受けてはおりませうけれども、先ほどのお話のように、現実の問題にどの程度タッチしていくか、先ほど一例として御指摘になりましたような、レースそのものがこのために混乱を来たす、これはやはり大へんなことだと思ひます。そういう事態が起きないよう、予防的措置をどういうふうな指導すべきか、これは私たちが、当然必要なことだと考えております。また、調教師の心がまえについて、どういふふうな考えておるかという問題であります。これは、実際問題としてどういふ形で、私たちがいかにかタッチしていいのかわかる、その具体的な方法に

なりまして、いろいろむずかしい問題があるかと思ひます。すぐその中に直接介入するということも避けなければならぬ立場におそらくあると思ひます。それを避けた上で、今のような形においてどうするということも、なかなかやり方はむずかしいかろうと思ひます。ただ、私たちがしましては、競馬が公正に、また、集まつてこられる人たちが、それをレクリエーションとして、十分に愉快に過ごしていただく、こういう形におきまして、その支障の

ないよう、将来十分な努力をいたさねばならぬ、かように考えております。

○片岡文重君 共助会の規約を改正して、その改正に従つて実施しておるといふ報告が局長のもとに届いておるようですが、実施しているところもあつて、また、同じ事項でも、すでに給付を受けておるものもある、こういうことですが、全然いつていないとは言わない。ですから、第二組合なりあるいは第一組合員をして不当に減首された者のうちの何人かが受けるという程度であつて、全員に規定の通りに適用されておるといふことではない。そういう実情等も、やはりつぶさに一つ御調査をいただきたいと思ふのであります。この共助会に対して、競馬会からの助成金が出ておるようですが、そのほかに騎手会、日本調教師騎手会あるいはトレーナー・クラブ、日本馬丁会、馬主協会、こういつたような、そのほかにもあるかもしれないが、これらに対して、中央競馬会から相当多額の補助金とか助成金とかというものが出ておるようですが、これらの金額と出てるおる団体、これを一つお知らせいただきたい。

○政府委員(谷垣專一君) そういう詳しいことになりまして、私今ここに記憶がありません。共助会に対しては、約三千万程度のものが出ておるといふふうな記憶いたしておりますが、その他のもの、今指摘になりましたすべてに出てるおるかどうか、あるいはその金額がどの部門にどのようになつておるか、これは私、詳しく承知いたしておりませんので、担当いたしております競馬官の方から答へさせていただきますかと思ひます。

○説明員(竹内直一君) ただいまお尋ねの關係団体に対します助成金であります。これは三十二年、昨年一月から十二月までの会計年度でありまして、三十二年の実績で申し上げますと、日本調教師騎手会に對しまして二百五十万円、それから、日本馬丁会に對しまして百四万円あります。そのほか種々の団体がございますが、ただいまの問題に關係いたします団体として、共助会に對する三千万と、調教師騎手会、日本馬丁会、こういつたところでございます。

○片岡文重君 このほかに、トレーナー・クラブとか、騎手会、馬主協会等にもたしか出ておるはずですが、出ていませんか。

○説明員(竹内直一君) トレーナー・クラブは、いろいろな名前がございますが、これは、日本調教師騎手会といふことで統括されておりました、その支部機關として、各地にいろいろな名前の団体がございます。

○片岡文重君 そうすると、総額、三十二年度では、一体日本中央競馬会から幾ら出ておるのですか。

○説明員(竹内直一君) 今申し上げました団体の助成金の総額でございます。

○片岡文重君 助成金とか、補助金とかいふ項目で、日本中央競馬会から、何といふ項目か、外郭団体ではないですね、傘下の団体といふのですか、關係団体といふのですか、そういうところに出ておるものですか。

○説明員(竹内直一君) 総額が六千万余り出ております。

○片岡文重君 それは、三十二年の度ですか。それでは、その三十二年の度、そういう補助金の明確になつておる中央競馬会の収支決算書、これを一つこの次に、この委員会に提出していただきたい。

それで、なお念のために何つておきますが、私は、今ここに、三十一年度の日本中央競馬会の決算書を持つておきます。これによると、この競馬会収支決算書の一体支出の部のどこに、この助成金なり補助金が計上されておるか、これがわからない。こういう点がわかりになるならば、教えてほしいのですが、そこに三十一年度の決算書はないですか。

○説明員(竹内直一君) 手元に決算書はございませんが、ただいまお尋ねの共助会、調教師騎手会、日本馬丁会等に対しては助成金は、競馬獎金といふ項目がござりますが、その中の一項目として入つておるわけでありませう。

○片岡文重君 この競馬会、共助会とか、トレーナー・クラブ、馬丁会、調教師騎手会等に出す補助金なり助成金といふものは、競馬獎金といふところに含められるという理由はどういうわけなんですか。この競馬獎金といふものは、そうすると、これらの補助金、それから助成金、そのほかに一体どういふものを含んでおるのですか。



いたしたい。こういうことなんで  
す。御見解を承わりたい。

○政府委員(谷垣第一君) 今御指摘に  
なりました、競馬会が厩舎を自分で施  
設している。その厩舎を調教師が借り  
ている。それだから、馬丁の諸君も別  
個に競馬会の一つの施設としてそこに  
配属するようにしたらい。これは一つ  
の提案だと思えます。これは、馬の  
飼養管理の問題、これがございませ  
し、従いまして、それが、馬の飼養、  
訓練というものが、調教師が馬主から  
ゆだねられているのであります。従い  
まして、調教師といたしましては、そ  
の責任を遂行する上には、やはり飼養  
管理の面におきまして、自分の十分に  
信頼し得る、そういう人を要求する  
ということになると思えます。これは、  
競馬の飼養管理というものが、相手が動  
物でございまして、ことに飼養管理  
ということについては、そういうこと  
があると思えます。通常考えてみまし  
て、馬丁の諸君は、馬について歩いて  
いることの方がかなり多い。もちろん  
全部じやございせんが、そういうふう  
に、かなり家畜の動物、ことに非常  
に敏感な競走馬の場合におきまして、  
それを飼養管理いたします問題は、今  
先生が提案されましたように、競馬会  
に所属させた、いわばおきまりのそ  
うい馬丁の人たちに一括してまかせ  
るという形とは、少し性格が違ふ点  
がございませう。そういう問題がござ  
います。そういう問題がございませ  
う、これは一つの先生の御試案だと思  
いますけれども、厩舎というものは、そ  
のような物的なものとは、少しその  
ところをなさない、そういうふうな  
私どもは考えます。労働条件なり何な

りというものを安定させた上におきま  
して、そういう意味ではつきりした  
ことをやるといふこと自体、これは、  
私たちが反対をしておるわけでは決  
てございせんが、競馬の施行そのも  
のが、自分の所属しておるものが出走  
する馬に關係をするといふこと、これ  
は誤解を生じ、あるいは公正なものに  
ならないのでございまして、これは嚴  
に峻別をいたしております。こういう  
ことではございませう。先ほど御指摘の、  
調教師等の使徒による馬丁諸君の不正  
行為云々の問題と、私の今申し上げて  
いることとは、少し問題の立場が違つ  
た立場でございませうが、そういうふう  
に先ほどの問題については考えており  
ます。

○片岡文重君 この問題は、もつと議  
論をしてみたいかぬと思ひます  
が、時間もありませんから、これはむ  
しろ、こういう公式な席じゃなしに、  
でき得ればプライベートなところで、  
十分に御意見を伺いたいと思ひます  
ですが、今のお話でも、畜産局長も競  
馬官も、やはりときには御出張をなさ  
ることがあるのですから、その厩舎に  
調教師が馬を預けるわけですね。その  
場合に、その馬を厩舎に預ければ、そ  
れがその馬を転輸するまでそこに預  
ておいてもいいことなんでしょう。そ  
その馬について、馬丁と一緒に出張し  
て歩けばいいのであつて、特に、馬  
丁諸君というものは、これは、局長  
や競馬官もよく御承知でしょうけれ  
ども、他の労働者が職場を愛する以  
上に、あるいは名人といわれる職工が  
自分の道具を愛するよりもつと強く、  
生きたものを相手にしているのですか  
ら、ほんとうにやはり馬丁諸君は、馬

小屋の中に一緒に寝ているのです。出  
張して、貨車の中に一緒に寝ている。  
中山の馬丁が京都に行けば、京都の競  
馬場に行つて、その厩舎の中に馬と一  
緒にごう寝しておる。その愛情とい  
うものが、そう簡単に断ち切れるもの  
ではない。これは十分に認めるけれど  
も、これはあくまで勤務の状態であつ  
て、雇用關係とは別問題だから、雇用  
の形態を別個に考へて、そして勤務を  
どうするかといふことはまたおのずか  
ら別な問題です。馬と一緒に歩くとい  
うならば、馬と一緒に行けばいいので  
すから、そういうことで、やはり競馬  
会でやることはいかぬのだといふこと  
であるなら、これはどうしても私は、  
御了解を願ひますと言われても、せつ  
かこの言葉だが、了解はできない。や  
はり今日の状況下においてこれでは  
いかぬか、今後の問題としてこれでは  
いかぬかといふことで、やはり虚心た  
んに検討をして、なおかつ結論とし  
て、競馬会が最高のものだという納得  
がいくなれば、そこで初めて了解は得  
られるでしょう。けれども、さっきの  
御答弁では、私ははなはだ不満だつた  
のだが、たとえ一週間しかなくとも、  
ほんとうに誠意があるなら、もつと具  
体的な調査が私にできてしかるべきだ  
と思ふのです。そういう具体的な調査  
もできない、とにかく事情を聴取して  
おるといふことが、全然やつておらぬ  
とおっしゃらないけれども、事情を  
聴取している程度で、検討する余地も  
できない。しかし、今後の問題として  
とにかく検討してみる、そして何らか  
のやはり安心をした労使の姿が打ち出  
せるような方法に持つていきたい、あ

わせて公正なレースが行われるような  
組織にしたい。そういう見地に立つ  
て、具体的に検討するといふことな  
ら、私は本日の質疑打ち切りによぶさ  
かではない。

○片岡文重君 今御答弁では、検討  
していただくことに御答弁があつたよ  
うでありまして、それを期待いたしま  
して、一応きよりの質問は打ち切つて  
おきます。

○委員長(阿具根登君) 本問題に対す  
る本日の質疑は、この程度にいたした  
いと存じますが、御異議ございませ  
んか。

○委員長(阿具根登君) 本日は、これ  
にて散会いたします。  
午後四時五十六分散会

○政府委員(谷垣第一君) 片岡先生か  
らの御質問の通りに、私たち検討す  
るのは決してやぶさかではございませ  
ん。検討いたしたいと思ひます。た  
だ、先ほどの一つの御試案として申さ  
れました問題に對しては、見解だけ  
を申し上げたのでありまして、その他  
の問題点、たとえば、労働争議に近い  
形になつておる、こういう問題が起き  
てくるゆえんのもの何らか改善する  
方法がないか。こういう点につきまし  
ては、十分検討する必要があると、私  
どもは感じております。

三月十二日本委員会に左の案件を付託  
された。

- 一、滿州开拓団等の犠牲者処遇改善  
に關する請願(第九三八号)
- 一、医薬類似行為既存業者の業務継  
続に關する請願(第九四六号)
- 一、生活保護法の保護基準等に關す  
る請願(第九六二号)
- 一、医薬類似行為既存業者の業務継  
続に關する請願(第九七〇号)
- 一、労働者災害補償保険法の一部改  
正に關する請願(第九七三号)
- 一、日雇労働者健康保険法の一部改  
正に關する請願(第九七四号)
- 一、医薬類似行為既存業者の業務継  
続に關する請願(第九八四号)(第  
九八五号)(第九八六号)(第九八七  
号)(第九八八号)
- 一、衛生検査師法制定に關する請  
願(第九八九号)
- 一、保育事業予算増額に關する請願  
(第九九〇号)
- 一、医薬類似行為既存業者の業務継  
続に關する請願(第九九八号)
- 一、引揚者給付金等支給法の一部改  
正に關する請願(第九九九号)
- 一、医薬類似行為既存業者の業務継  
続に關する請願(第一〇三五号)

一、引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(第一〇三六号)(第一〇三七号)(第一〇三八号)

一、衛生検査技師法制定に関する請願(第一〇三九号)

一、国立らい療養所の医師充員等に関する請願(第一〇六八号)

一、生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願(第一〇六九号)

一、国立病院等における看護婦産休のための定員確保の請願(第一〇七〇号)

一、医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(第一〇七二号)(第一〇七三号)(第一〇七四号)(第一〇七五号)(第一〇七六号)(第一〇七七号)(第一〇七八号)(第一〇七九号)(第一〇八〇号)(第一〇八一号)

第九三八号 昭和三十三年二月二十八日受理

満州開拓団等の犠牲者処遇改善に関する請願

請願者 長野県諏訪市大字上諏訪三、〇二一元満州開拓関係者対策協議会内 湯立広次

紹介議員 青木 一男君

満州開拓団員、青少年義勇隊員、食糧増産隊員等に対し、いまだに国家処遇の考慮が払われず、これらの人々が不遇の中に放置されていることは、戦争犠牲の負担衡平の原則に照し、かつ將來の日本再建の立場からまことに遺憾であるから、(一)満州開拓団員、青少年義勇隊員、花嫁要員、食糧増産隊員、報国農場隊員等については、送出

時の特殊事情、特殊任務等にかんがみ、国家補償の措置を講ずると共に、軍属として処遇すること、(二)公務員であつた者が義勇軍の幹部となつて渡満したため、その公務員たる身分を失つた者に対しては、その期間を公務員として取り扱ふよう措置すること、(三)これら隊員の在外遺留財産は国において補償すること、(四)前記隊員死亡者の満州にある墓地を保存すると共に、悲惨な死を遂げた隊員の遺骨をすみやかに収集すること、(五)開拓団民の花嫁として送出訓練中だつた者、食糧増産隊員、報国農場隊員等に対して引揚者等給付金支給法を適用すること等の実現を期せられたいとの請願。

第九四六号 昭和三十三年二月二十八日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 広島市上柳町三三三 池田定

紹介議員 山田 節男君

昭和三十年法律第一六一号は、現実に行爲業者の生業権をなく奪する不当なものであるから、医業類似行為の業務が従来通り継続できるようにすみやかに本法を改正せられたいとの請願。

第九六二号 昭和三十三年三月一日受理

生活保護法の保護基準等に関する請願

請願者 岩手県議会議長 橋本八百二

紹介議員 川村 松助君

生活保護法の保護基準並びに実施要領を改正して、(一)勤労収入等が増加した場合は、現行基準控除とは別に所

得増加に伴つて一定率による額を特に収入から控除する措置を講ずるとも現行の基礎控除額を増額すること、(二)期末手当等に対する特別控除を増額すること、(三)年末あるいはお盆等における生活の実態を考慮してその月の最低生活費の認定にあつては、年末においては七割、お盆においては三割相当額の特別加算の措置を講ずること等の実現を期せられたいとの請願。

第九七〇号 昭和三十三年三月三日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 福岡市藤崎町八六三 佐藤瑞吉

紹介議員 安部 清美君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九七三号 昭和三十三年三月三日受理

労働者災害補償保険法の一部改正に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡沢田町大字石田新潟県大工職連合会内 名畑栄太郎外 一名

紹介議員 清澤 俊英君

建設関係の日雇労働者である大工、左官等で請負業者に専属せず各人個々に働いている者は、一定の事業所を持たず一人親方のような業態である関係上、労災保険の対象となつていないが、これら労働者の実情を十分考慮され、労災保険の恩恵に浴することができるよう労働者災害補償保険法の一部を改正せられたい。なお、現在の日雇

建設労働者の収入ではこの保険料の個人負担は家計に相当の電荷と思われ、から、保険料を建築主の負担とし、建築確認書又は許可書、認可書を建築主に下付する際に手数料といつしよに徴収するようせられたいとの請願。

第九七四号 昭和三十三年三月三日受理

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡沢田町大字石田新潟県建設労働者厚生協会内 名畑栄太郎外一名

紹介議員 清澤 俊英君

現在施行されている日雇労働者健康保険法は、取扱が非常に複雑なため、社会保険局も被保険者側も困却しているから、社会健康保険法や国民健康保険法のように簡易化を図るために、(一)現在の印紙でんぶ制を、その月の労務日数により、使用者が府県社会保険課の出入先機関に、保険料を取りまとめて納入する制度にすること、(二)医療を受ける場合も、一定の医療券を示して、即時診療治療が受けられるようにすること、(三)現在の制度では、医療補償だけが保険の対象となつていて、傷病補償金の交付も受けられるようにすること、(四)府県社会保険出張所の取扱区域が広大なため、手続上において時間的経済的浪費が大きいから、市町村役場の厚生課、または、国民健康保険課で事務の代行ができるようすること、(五)日雇労働者団体の協会に対して事務費の助成金を交付すること等日雇労働者健康保険法の一部を改正せられたいとの請願。

第九八四号 昭和三十三年三月四日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 千葉県東葛飾郡鎌ヶ谷村道野辺九三八 丸山良夫

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九八五号 昭和三十三年三月四日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 福岡県八幡市石坪町五丁目 竹下荒二

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九八六号 昭和三十三年三月四日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 東京都江東区深川高橋三ノ一 伊藤喜一郎

紹介議員 山口 重彦君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九八七号 昭和三十三年三月四日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 東京都中野区野方町二ノ一、一七〇 篠原長重

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

建設労働者の収入ではこの保険料の個人負担は家計に相当の電荷と思われ、から、保険料を建築主の負担とし、建築確認書又は許可書、認可書を建築主に下付する際に手数料といつしよに徴収するようせられたいとの請願。

第九七四号 昭和三十三年三月三日受理

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡沢田町大字石田新潟県建設労働者厚生協会内 名畑栄太郎外一名

紹介議員 清澤 俊英君

現在施行されている日雇労働者健康保険法は、取扱が非常に複雑なため、社会保険局も被保険者側も困却しているから、社会健康保険法や国民健康保険法のように簡易化を図るために、(一)現在の印紙でんぶ制を、その月の労務日数により、使用者が府県社会保険課の出入先機関に、保険料を取りまとめて納入する制度にすること、(二)医療を受ける場合も、一定の医療券を示して、即時診療治療が受けられるようにすること、(三)現在の制度では、医療補償だけが保険の対象となつていて、傷病補償金の交付も受けられるようにすること、(四)府県社会保険出張所の取扱区域が広大なため、手続上において時間的経済的浪費が大きいから、市町村役場の厚生課、または、国民健康保険課で事務の代行ができるようすること、(五)日雇労働者団体の協会に対して事務費の助成金を交付すること等日雇労働者健康保険法の一部を改正せられたいとの請願。

第九八四号 昭和三十三年三月四日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 千葉県東葛飾郡鎌ヶ谷村道野辺九三八 丸山良夫

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九八五号 昭和三十三年三月四日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 福岡県八幡市石坪町五丁目 竹下荒二

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九八六号 昭和三十三年三月四日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 東京都江東区深川高橋三ノ一 伊藤喜一郎

紹介議員 山口 重彦君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九八七号 昭和三十三年三月四日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 東京都中野区野方町二ノ一、一七〇 篠原長重

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九八八号 昭和三十三年三月四日  
受理

医業類似行為既存業者の業務継続に關する請願

請願者 千葉県木更津市大和町 一、五六〇 引頭秀昌

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九八九号 昭和三十三年三月四日  
受理

衛生検査師法制定に關する請願

請願者 宮城県仙台市覚性院丁 宮城県衛生研究所内 桜田武

紹介議員 高橋進太郎君

疾病の診断、治療、予防等各分野に適確な効果を期するための重要な資料を提供する試験検査技術者の身分法たる衛生検査師法案は、第二十七回国会において継続審議となつたが、同法の制定によつて、衛生検査技術者は、検査技師の国家試験の実施により学識技術の標準化と考合せ、ますます公衆衛生に寄与することができから、すみやかに同法の制定を期せられたいとの請願。

第九九〇号 昭和三十三年三月四日  
受理

保育事業予算増額に關する請願

請願者 名古屋市中区東橋町二ノ七〇名古屋保育連 合会内 若松隆遊外七名

紹介議員 草葉 隆圓君

戦後画期的な立法とされたが、児童一般の福祉をまもるため制定された児童福祉法も、余りにも小額予算のため

に、限定された小部分の児童を保護するに過ぎないものとなりうとしており、また、保育所においても、保護者は高額の保育料の負担に苦しみ、児童福祉法の精神は空文化しようとしているから、児童福祉法に基き、保育所に對して(一)援助率を引上げ国民生活の実態にそぐわない徴収基準を引き下げること、(二)職員の間末超勤手当の支給並びに給与を引き上げること、(三)庁費、修繕並びに給食費を増額すること等に要する経費を三十三年度予算に計上せられたいとの請願。

第九九八号 昭和三十三年三月四日  
受理

医業類似行為既存業者の業務継続に關する請願

請願者 東京都豊島区雑司ヶ谷 六ノ九三二 鈴木木四代 蔵

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九九九号 昭和三十三年三月四日  
受理

引揚者給付金等支給法の一部改正に關する請願

請願者 滋賀県大津市四宮町一 三滋賀県外地引揚者連 盟内 大塚泰順

紹介議員 村上 義一君

昭和三十三年五月十七日施行された引揚者給付金等支給法は、立法の本旨が十分に生かされていないから、本法を改正して、(一)外地に生活の本拠を有していた六箇月の期間制限を撤廃すること、(二)本邦に引揚後死亡したものの死亡時の年齢制限(二十五才以

上であることの制限)を撤廃すること、(三)所得税額による制限を撤廃すること、(四)本法の適用を終戦前の引揚者及びアメリカ引揚者にも拡大すること等の実現を期せられたいとの請願。

第一〇三五号 昭和三十三年三月五日  
受理

医業類似行為既存業者の業務継続に關する請願

請願者 東京都世田谷区荻巻町 三ノ六 松林カメ

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一〇三六号 昭和三十三年三月五日  
受理

引揚者給付金等支給法の一部改正に關する請願

請願者 岡山県真庭郡勝山町岡 山県海外引揚者連盟眞 庭郡支部内 岡田栄太 郎

紹介議員 近藤 鶴代君

昭和三十三年五月十七日に施行された引揚者給付金等支給法は、立法の精神からしてわれわれの要求にそわなないものがあるから、本法を改正して、(一)第二条第一項にいう「六箇月以上本邦以外の地域に生活の本拠を有していた者」とあるのを単に「昭和二十年八月十五日までに引揚者本邦以外の地域に生活の本拠を有していた者」と改めること、(二)第六条を削除すること、(三)第八条第三項の「昭和三十三年三月三十一日以前に死亡した者で死亡の当時二十五才以上であつたもの」を昭和三十三年三月三十一日以前に死亡し

た者」と改めること等の実現を期せられたいとの請願。

第一〇三七号 昭和三十三年三月五日  
受理

引揚者給付金等支給法の一部改正に關する請願

請願者 茨城県水戸市三ノ丸茨 城会館内 酒井誠

紹介議員 宮田 重文君

この請願の趣旨は、第一〇三六号と同じである。

第一〇三八号 昭和三十三年三月五日  
受理

引揚者給付金等支給法の一部改正に關する請願

請願者 栃木県宇都宮市栃木県 庁内栃木県海外引揚者 連盟内 高橋吾平

紹介議員 戸叶 武君 相馬 助治君

この請願の趣旨は、第一〇三六号と同じである。

第一〇三九号 昭和三十三年三月五日  
受理

衛生検査師法制定に關する請願

請願者 名古屋市中村区名菜町 四ノ六名古屋衛生研 究所内 木下義輝

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第一〇六八号 昭和三十三年三月六日  
受理

国立らい療養所の医師充員等に關する請願

請願者 東京都北多摩郡東村山 町南秋津多摩全生園内

全国国立療養所ハンゼン氏病患者協議会事務 局内 原田嘉悦

紹介議員 赤松 常子君

国立らい療養所における療養者の医療並びに生活福祉向上のため、医師の充員対策(へき地の度合に依りて五割程度のへき地手当支給、医療研究施設の整備改善及び研究費の増額等)に万全を期すると共に、医師、看護婦、保清婦並びに現業職員を増員と待遇改善、不自由者慰安全の増額(現行二百円を三百五十円とする)、作業費与金の増額、施設整備費の増額、赤米和光園の特別整備費予算計上、燃料費を少くとも昭和二十九年度くらいの実績に復帰支給、寒冷地にある栗生桑菜園、松丘保養園等の燃料、被服、寝具費大幅増額、作業器材費の予算化、不自由者付添の職員への切替、炊具、食器、夫婦舎等雑費並びに患者生活物品費増額、特殊療費の増額等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇六九号 昭和三十三年三月六日  
受理

生活保護法の最低生活基準額引上げ等に關する請願

請願者 島根県松江市上乃木町 国立島根療養所内 奥 田重利外四名

紹介議員 山下 義信君

現行生活保護法の最低生活基準額では現実の最低生活を維持することは困難であるから、(一)生活保護法の最低生活基準額を引き上げると共にその対象人員を増加すること、(二)健康保険に對する国庫補助(厚生省案七十一億七千万円)を復活すること、(三)

国立療養所、病院の給食費を百二十円に引き上げること、(四)結核予防法の公費負担率を八割に引き上げること、等の予算的措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第一〇七〇号 昭和三十三年三月六日受理

国立病院等における看護婦産休のための定員確保の請願(三通)

請願者 三重県安芸郡豊里村国立三重療養所内 服部まさ子外二百七十七名

紹介議員 藤原 道子君  
国立病院、療養所に勤務する看護婦の定員を確保して看護婦が安心して産休等ができるような措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇七一号 昭和三十三年三月六日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願  
請願者 栃木県那須郡黒磯町二五四 川股作一郎  
紹介議員 相馬 助治君  
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一〇七二号 昭和三十三年三月六日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願  
請願者 神戸市生田区下山手通三ノ四一 上野貞子  
紹介議員 松澤 兼人君  
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一〇七三号 昭和三十三年三月六日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願  
請願者 栃木県宇都宮市池上町二ノ一、一〇〇 田中 国正  
紹介議員 戸叶 武君  
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一〇七四号 昭和三十三年三月六日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願  
請願者 大阪府東住吉区湯里町三ノ八三 旭輝雄  
紹介議員 光村 甚助君  
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一〇七五号 昭和三十三年三月六日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願  
請願者 大阪府北区本崎町八二 佐藤聖文  
紹介議員 榊 繁夫君  
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一〇七六号 昭和三十三年三月六日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願  
請願者 山口県下関市上田中町 吉岡協輔  
紹介議員 木下 友敏君  
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一〇七七号 昭和三十三年三月六日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願  
請願者 兵庫県明石市弓町一三 九川井敏生  
紹介議員 河合 義一君  
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一〇七八号 昭和三十三年三月六日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願  
請願者 横浜市港区元石川町三、八一六 田中千代子  
紹介議員 大矢 正君  
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一〇七九号 昭和三十三年三月六日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願  
請願者 東京都渋谷区美竹町四一 田川芳子  
紹介議員 東 隆君  
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一〇八〇号 昭和三十三年三月六日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願  
請願者 大阪市港区市岡元町二ノ七 伊瀬勘治  
紹介議員 亀田 得治君  
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一〇八一号 昭和三十三年三月六日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願  
請願者 新潟市上大川前通七番町 新潟県物療師会内 谷清三郎  
紹介議員 清澤 俊英君 小林 幸平君  
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。